

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	後期高齢者医療に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の内容 ※	札幌市では、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれに基づく条例により、北海道後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という)が保険者となって運営する後期高齢者医療の資格管理、医療給付及び保険料の賦課徴収事務のうち、市町村が行うとされた事務を行っている。 ※広域連合とは都道府県ごとに設置された後期高齢者医療制度を運営する組織のこと。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項別表の85項により個人番号を利用することができるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 資格に関する事務 ① 後期高齢者医療の資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、病院・施設入所等)を受け付け、広域連合に必要な情報を提供する。 ② 被保険者に対し資格確認書及び資格情報のお知らせ(以下「資格確認書等」という)を引き渡す。また、被保険者からの返還を受け付ける。 ③ 被保険者から資格確認書等の再発行申請・基準収入額適用申請等を受け付け、広域連合へ申請書を送付する。 2 医療給付に関する事務 ① 後期高齢者の医療給付に関する届出(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等)を受け付ける。 ② 被保険者に対し、特定疾病療養受療証を引き渡す。 ③ 被保険者から特定疾病療養受療証の再発行の申請を受け付け、広域連合へ申請書を送付する。 3 後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という)の賦課に関する事務 ① 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ② 特別徴収(年金からの天引きをいう。以下同じ)の候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ③ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ④ 保険料の減免申請を受け付け、広域連合に申請書を送付する。 4 保険料の徴収に関する事務 ① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う ② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う ③ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 ④ 保険料期割額情報を作成し管理する。 ≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ)≫ 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更又は個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	後期高齢システム標準化前に使用するシステム
②システムの機能	(別紙1)後期高齢システム標準化前に使用するシステムの一覧のとおり
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	後期高齢者医療システム(以下「後期高齢システム」という)
②システムの機能	1 資格事務に係る機能 ① 広域連合における資格取得処理のために対象者(年齢到達予定者、障害認定申請者、広域外転入者)とその世帯員の情報を提供する機能 ② 広域連合における資格異動処理のために被保険者の転出・死亡等の異動情報を提供する機能 ③ 広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 2 賦課事務に係る機能 ① 広域連合における賦課決定処理のために被保険者及び資格取得予定対象者とその世帯員の所得・課税情報を提供する機能 ② 特別徴収情報を管理する機能 ③ 広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ④ 賦課情報に基づき保険料期割情報を作成し、納入通知書を発行する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (統合収納システム・統合滞納システム、庁内各業務システム)
システム3	
①システムの名称	国保・介護・後期 統合収納システム・統合滞納システム
②システムの機能	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理または滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの情報連携 2 金融機関・収納代行業者等からの収納情報連携 3 統合滞納システムからの情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算 6 統合収納システムとの情報連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (後期高齢システム、庁内各業務システム)

システム4									
①システムの名称	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「広域連合標準システム」という)								
②システムの機能	広域連合標準システムは、広域連合に設置する標準システムサーバー群と、北海道内の各市町村に設置する窓口端末で構成され、以下の機能を活用する。 1 資格管理業務に係る機能 ① 資格確認書等の即時交付申請 窓口端末へ入力した被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を窓口端末へ配信する。窓口端末では配信された決定情報をもとに資格確認書等を発行する。 ② 住民基本台帳等の取得 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 ③ 被保険者資格の異動 上記②により窓口端末から広域連合標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合標準システムより被保険者情報等を窓口端末へ配信する。 2. 賦課・収納業務に係る機能 ① 保険料賦課 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。広域連合標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを窓口端末へ配信する。 ② 保険料収納管理 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務に係る機能 窓口端末を用いて、療養費等支給申請に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、専用線を利用した市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを窓口端末に配信する機能のことをいう。								
③他のシステムとの接続	<table><tr><td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td><td>☐ 庁内連携システム</td></tr><tr><td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>☐ 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td>☐ 宛名システム等</td><td>☐ 税務システム</td></tr><tr><td colspan="2">☐ その他 ()</td></tr></table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他 ()	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他 ()									
システム5									
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)								
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。								
③他のシステムとの接続	<table><tr><td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td><td>☐ 庁内連携システム</td></tr><tr><td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>☐ 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td>☐ 宛名システム等</td><td>☐ 税務システム</td></tr><tr><td colspan="2">☐ その他 (システム基盤(市中間サーバー)、後期高齢システム)</td></tr></table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他 (システム基盤(市中間サーバー)、後期高齢システム)	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他 (システム基盤(市中間サーバー)、後期高齢システム)									

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)								
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と市内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、市内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や市内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、市内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を市内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から市内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を市内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 〈参考〉 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む)のソフトウェア部分。 番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない)。								
③他のシステムとの接続	<table><tr><td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td><td>☐ 市内連携システム</td></tr><tr><td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>☐ 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td>☐ 宛名システム等</td><td>☐ 税務システム</td></tr><tr><td colspan="2">☐ その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名))</td></tr></table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 市内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名))	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 市内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名))									
システム7									
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム								
②システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や復合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。								

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（システム基盤(市中間サーバー)、情報提供ネットワークシステム）
システム8	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療事務情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、本市が受け付ける被保険者からの届出等について、個人の特定、個人の突合の正確性が向上し、また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手し広域連合に送付することで、広域連合において医療給付や保険料賦課の決定等の事務を公平・公正かつ効率的に行うことが可能となる。
②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となることが期待される。 2 広域連合外(北海道外)からの転入者の所得等の照会について、紙媒体よりも確認等に係る事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の85項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び命令第2条の表 (情報提供の根拠) 情報提供は実施しない (命令第2条の情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(第117項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②所属長の役職名	保険企画課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別紙1)後期高齢システム標準化前に使用するシステムの一覧

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	後期高齢システム
②システムの機能	1 資格事務に係る機能 ① 広域連合における資格取得処理のために対象者（年齢到達予定者、障害認定申請者、広域外転入者）とその世帯員の情報を提供する機能 ② 広域連合における資格異動処理のために被保険者の転出・死亡等の異動情報を提供する機能 ③ 広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 2 賦課事務に係る機能 ① 広域連合における賦課決定処理のために被保険者及び資格取得予定対象者とその世帯員の所得・課税情報を提供する機能 ② 特別徴収情報を管理する機能 ③ 広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ④ 賦課情報に基づき保険料期割情報を作成し、納入通知書を発行する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム ）

システム2

①システムの名称	国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム
②システムの機能	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 システム基盤(社会保障宛名)から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 金融機関・財務連携代行システム、 庁内各業務システム ）

システム3	
①システムの名称	金融機関・財務連携代行システム
②システムの機能	札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムで、後期高齢システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の保険料の収納情報を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム ）
システム4	
①システムの名称	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「広域連合標準システム」という。)
②システムの機能	広域連合標準システムは、広域連合に設置する標準システムサーバー群と、北海道内の各市町村に設置する窓口端末で構成され、以下の機能を活用する。 1 資格管理業務に係る機能 ① 資格確認書等の即時交付申請 窓口端末へ入力した被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を窓口端末へ配信する。窓口端末では配信された決定情報をもとに資格確認書等を発行する。 ② 住民基本台帳等の取得 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 ③ 被保険者資格の異動 上記②により窓口端末から広域連合標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合標準システムより被保険者情報等を窓口端末へ配信する。 2. 賦課・収納業務に係る機能 ① 保険料賦課 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。広域連合標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを窓口端末へ配信する。 ② 保険料収納管理 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務に係る機能 窓口端末を用いて、療養費等支給申請に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、専用線を利用した市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを窓口端末に配信する機能のことをいう。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

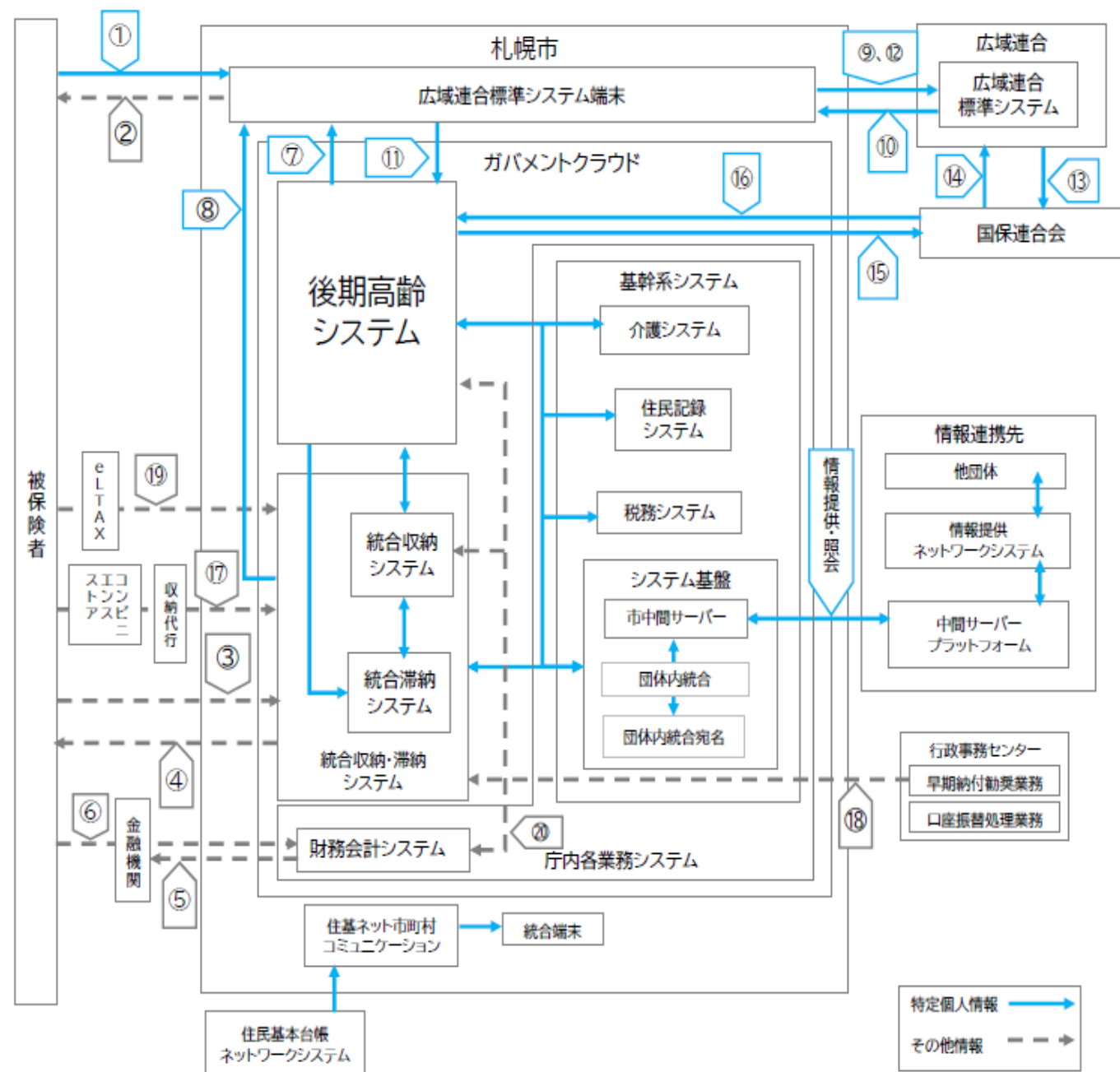
システム5	
①システムの名称	システム基盤(社会保障宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて庁内各業務システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、税宛名)、庁内各業務システム)
システム6	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住基異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)、庁内各業務システム)

システム7	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名、税宛名)、庁内各業務システム)
システム8	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名))

システム9	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 〈参考〉 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、) 庁内各業務システム

システム10	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム <参考>コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(市中間サーバー))
システム11	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①被保険者から保険資格に関わる届出、保険料減免、医療給付等に関わる申請を受け付け、確認を行う。
- ②資格情報から資格確認書等を引渡す。療養費等支給決定通知情報に基づき療養費等支給決定通知書を発行する。
- ③被保険者からの納付相談を受け付ける。口座振替依頼書を受け付ける。
- ④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は、対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し、督促状及び催告書を送付する。
- ⑤金融機関へ口座振替依頼を行う。
- ⑥金融機関から領収済通知書または口座振替結果を受け取る。
- ⑦年齢到達予定者、被保険者と世帯員の住民基本台帳情報、所得・課税情報及び保険料の期割情報を窓口端末に移入する。
- ⑧収納情報及び滞納者情報を窓口端末へ移入する。
- ⑨住民基本台帳情報、所得・賦課情報、期割情報、収納情報及び滞納者情報を広域連合標準システムに連携する。
- ⑩資格情報、賦課情報及び療養費支給決定通知情報が配信される。
- ⑪資格情報及び賦課情報の取込みを行う。
- ⑫受け付けた届出書・申請書を送付する。
- ⑬申請書等を北海道国民健康保険団体連合会に送付する。
- ⑭申請書等を画像データ化し、広域連合へ送付する。
- ⑮特別徴収の依頼を行う。
- ⑯特別徴収の結果を受け取る。
- ⑰コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。
- ⑱行政事務センターが口座振替処理業務及び保険料早期納付勧奨に係る業務に関する被保険者情報を取扱う。
- ⑲納税者がeLTAXを利用して納付した情報(電子納付情報)を受け取る。
- ⑳電子納付情報を統合収納システムから財務システムに送信する。他の納付データを財務システムから統合収納システムで受け取り、収納情報を後期システムに連動する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療事務情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)又は65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条までに基づく被保険者
その必要性	正確かつ公平・公正な給付、資格管理、賦課徴収(法律及び条例により、市町村が行う事務とされたものに限る)を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 個人番号 個人番号対応符号 その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) 連絡先(電話番号等) その他住民票関係情報 ・業務関係情報 国税関係情報 地方税関係情報 健康・医療関係情報 医療保険関係情報 児童福祉・子育て関係情報 障害者福祉関係情報 生活保護・社会福祉関係情報 介護・高齢者福祉関係情報 雇用・労働関係情報 年金関係情報 学校・教育関係情報 災害関係情報 その他 ()
その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…医療給付(特定疾病療養受療証の引渡等)のために保有 ③ 医療保険関係情報…後期高齢者医療の資格管理や各種医療給付の受付、保険料徴収等を行なうために保有 ④ 障害者福祉関係情報…被保険者に係る障害認定申請を適正に受け付け、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握し、各種医療給付の受付をするために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、後期高齢者医療の資格喪失処理を行い、保険料の減免申請を受け付け、各種認定証等の引渡しのために保有 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…高齢者の適正な資格管理や、特別徴収を行うために保有 ⑦ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (各区の戸籍住民課、保護担当課及び保健福祉課、各市税事務所の市民税課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構その他公的年金等支払者) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村、北海道後期高齢者医療広域連合) [○] 民間事業者 (健康保険適用事業所) [] その他 ()
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [○] フラッシュメモリ [○] 電子メール [○] 専用線 [] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」という) システム基盤)
③入手の時期・頻度	<広域連合からの入手> 札幌市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 資格管理業務 ①被保険者情報 : 後期高齢者医療の被保険者情報等(日次の頻度) ②資格確認書等発行用情報(資格確認書等に関する情報) : 資格確認書等発行用の情報等(日次の頻度) ③住所地特例者情報 : 住所地特例者の情報等(月次の頻度) 2 賦課業務 ①保険料情報 : 保険料算定結果の情報及び賦課計算の元となる情報等(日次の頻度) 3 給付業務 ①療養費等支給決定通知情報 : 療養費等支給決定通知情報等の出力に必要な宛名情報等(療養費の支給申請がある都度) <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 札幌市は本人及び関係機関等より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 識別情報 : 随時(変更時等) 2 連絡先等情報 : 随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…随時及び月次(資格取得時、変更時等) ② 健康・医療関係情報…随時(変更時等) ③ 医療保険関係情報…随時(資格取得時、届出受理時等) ④ 障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時等) ⑦ 年金関係情報…随時(届出受理時等)

④入手に係る妥当性		<広域連合からの入手> 1. 入手に係る根拠 ①「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)において、広域連合標準システムと窓口端末との間の特定個人情報のやり取りが認められている(この通知では当該やり取りは内部利用に当たるとされているが、便宜上入手の欄に記載している)。 また、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは、番号法第9条第1項別表の85項に定められているため妥当である。 2. 入手の時期・頻度の妥当性 ①資格管理業務 ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。 ・資格確認書等発行用情報(資格確認書等に関する情報)：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに資格確認書等を発行する必要があるため日次。 ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き本市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。 ②賦課業務 ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため日次。 ③給付業務 ・療養費支給決定通知情報：療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。 3. 入手方法の妥当性 入手は専用線、LGWANを用いて行う。信頼性、安定性の高い通信環境となり、通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいに対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなる。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1. 入手に係る根拠 後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を本人及び関係機関等から入手することは、番号法第9条第1項別表の85項に定められているため妥当である。 2. 入手の時期・頻度の妥当性 後期高齢者医療の資格管理、賦課徴収事務を適正に行うため、届出受理時等に申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 3. 入手方法の妥当性 番号法第14条及び番号法第19条第7項に基づき入手を行なっている。
⑤本人への明示		高齢者の医療の確保に関する法律及び命令第2条の表の115項の規定による。庁内連携は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。
⑥使用目的 ※		行政運営の効率化と公平・公正な後期高齢者医療に関する事務のため。
	変更の妥当性	－
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課、篠路出張所
	使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		1 資格事務 ① 個人番号により本人確認を行う。 ② 被保険者からの資格取得・喪失や住所変更等の申請・届出等を受け付ける。 ③ 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提出する。その後、広域連合から被保険者情報の提供を受け、被保険者に資格確認書等を引き渡す。 2 賦課事務 ① 被保険者の所得情報等を把握し、広域連合へ提出する。 ② 広域連合が決定した賦課情報を被保険者に通知する。 ③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 3 給付事務 ① 被保険者からの申請・届出を受け付けて広域連合へ提出し、各種証明書を申請者に引き渡す。 4 徴収事務 ① 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ② 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。
	情報の突合 ※	1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	1 資格事務 ・被保険者の資格取得や資格喪失の受付等 ・資格確認書等の引渡し等 2 賦課事務 ・保険料期割額、徴収方法の決定 3 給付事務 ・特定疾病療養受療証の引渡し等 4 徴収事務 ・保険料の徴収 ・保険料の還付
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		後期高齢システムの運用・保守委託
①委託内容		後期高齢システムの運用・保守作業の実施
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	後期高齢システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作)
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		競争入札により決定する

再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない ☐ 再委託する
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 ・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業
委託事項2		帳票データ印刷及び事後処理業務
①委託内容		システムから出力される帳票データを印刷し、事後処理(封入・封緘、裁断等)の業務を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ☐ 10万人以上100万人未満	
	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 ☐ 10人以上50人未満	
	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 ☐ 10人以上50人未満	
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 ☐ 10人以上50人未満
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 ☐ 10人以上50人未満
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない ☐ 再委託する
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	書面による契約に基づく帳票保管及び在庫管理、帳票出力、事後処理並びに搬送。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている （ ）件 [○] 移転を行っている （ 2 ）件 [] 行っていない
移転先1	保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課、北区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 基幹系システム ）
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先2	北海道後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条及び第138条 市町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報授受について（通知）」の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、本市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(同法第67条等)や保険料の賦課(同法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理するためがあるため。
③移転する情報	1 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出 : 転入時等に本市窓口において、被保険者となる住民から入手した届出情報 ・住民基本台帳情報 : 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民基本台帳情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報 : 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 2 賦課業務 ・所得・課税情報 : 保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報 : 本市が実施した期割保険料の情報。 3 給付業務 ・療養費関連情報等 : 本市で申請書を基に作成した療養費情報等。 4 収納業務 ・収納情報 : 本市が収納及び還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報 : 本市が管理している保険料滞納者の情報。

④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (LGWAN) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [] 紙
⑦時期・頻度	1 資格管理業務 ①被保険者資格に関する届出 : 届出のある都度。 ②住民基本台帳情報 : 日時の頻度。 ③住登外登録情報 : 日次の頻度。 2 賦課業務 ①所得・課税情報 : 月次の頻度。 ②期割情報 : 日次の頻度。 3 給付業務 療養費関連情報等 : 月2回の頻度。 4 収納業務 ①収納情報 : 日次の頻度。 ②滞納者情報 : 年1回(決算時)の頻度。

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。後期高齢システム標準化後はガバメントクラウドに保存する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。後期高齢システム標準化後は、ID及びパスワードによる認証に加え、FIDO規格準拠(FIDO U2FまたはFIDO2)のハードウェアMFAデバイス等による認証を必要とする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <オンライン申請における措置> サービス事業者が提供するクラウドサービス上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。クラウドは、事業者によりセキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
②保管期間	期間	<選択肢> <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr></table> [定められていない]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	高齢者の医療に関する法律及び他の法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにするため。												
③消去方法		<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市及び広域連合が定めた一定の保管期間を経過した紙書類については、外部業者による裁断処理を行う。 4. USBメモリ等の記憶媒体利用は、個人持込を禁止し管理品に限定する。貸出・返却時は所属長の承認と台帳記録、施錠管理を徹底。個人情報の運搬時は、施錠バッグ等を用い、運搬記録の作成と第三者によるデータ消去確認を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。												
7. 備考														
—														

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目					
項番	項目	項番	項目	項番	項目
1	市区町村コード	759	相当年度	1517	最新フラグ
2	宛名番号	760	分割納付管理番号	1518	個人番号
3	個人履歴番号	761	通知書番号	1519	氏名
4	個人履歴番号_枝番号	762	徴収方法区分コード	1520	氏_日本人
5	最新フラグ	763	期別番号	1521	名_日本人
6	世帯番号	764	分納誓約履歴番号	1522	氏名_外国人ローマ字
7	住民種別	765	分割回数	1523	氏名_外国人漢字
8	住民状態	766	最新フラグ	1524	氏名_振り仮名(フリガナ)
9	個人番号	767	指定都市_行政区等コード	1525	氏_日本人_振り仮名
10	異動年月日	768	納付予定年月日	1526	名_日本人_振り仮名
11	異動年月日_不詳フラグ	769	分割納付額_保険料	1527	通称
12	異動年月日_不詳表記	770	分割納付額_督促手数料	1528	通称_フリガナ
13	異動届出年月日	771	分割納付額_延滞金	1529	通称_フリガナ確認状況
14	異動事由	772	削除フラグ	1530	性別
15	氏名	773	操作者ID	1531	性別表記
16	氏_日本人	774	操作年月日	1532	生年月日_元号
17	名_日本人	775	操作時刻	1533	生年月日
18	氏名_外国人ローマ字	776	市区町村コード	1534	生年月日_不詳フラグ
19	氏名_外国人漢字	777	被保険者番号	1535	生年月日_不詳表記
20	氏名_振り仮名(フリガナ)	778	賦課年度	1536	住所_市区町村コード
21	氏_日本人_振り仮名	779	相当年度	1537	住所_町字コード
22	名_日本人_振り仮名	780	分割納付管理番号	1538	指定都市_行政区等コード
23	通称	781	通知書番号	1539	住所_都道府県
24	通称_フリガナ	782	徴収方法区分コード	1540	住所_市区郡町村名
25	氏名優先区分	783	期別番号	1541	住所_町字
26	性別	784	分納誓約履歴番号	1542	住所_番地号表記
27	性別表記	785	分割回数	1543	住所_方書コード
28	生年月日_元号	786	最新フラグ	1544	住所_方書
29	生年月日	787	指定都市_行政区等コード	1545	住所_方書_フリガナ
30	生年月日_不詳フラグ	788	納付予定年月日	1546	住所_郵便番号
31	生年月日_不詳表記	789	分割納付額_保険料	1547	住所_国名コード
32	続柄コード1	790	分割納付額_督促手数料	1548	住所_国名等
33	続柄コード2	791	分割納付額_延滞金	1549	住所_国外住所
34	続柄コード3	792	収納額_保険料	1550	業務ID
35	続柄コード4	793	収納額_督促手数料	1551	独自施策システム等ID
36	住所_市区町村コード	794	収納額_延滞金	1552	名寄せ元フラグ
37	住所_町字コード	795	削除フラグ	1553	名寄せ先宛名番号
38	指定都市_行政区等コード	796	操作者ID	1554	統合宛名フラグ
39	住所_都道府県	797	操作年月日	1555	他業務参照不可フラグ
40	住所_市区郡町村名	798	操作時刻	1556	削除フラグ
41	住所_町字	799	市区町村コード	1557	操作者ID
42	住所_番地号表記	800	被保険者番号	1558	操作年月日
43	住所_方書コード	801	賦課年度	1559	操作時刻
44	住所_方書	802	相当年度	1560	市区町村コード
45	住所_方書_フリガナ	803	通知書番号	1561	宛名番号
46	住所_郵便番号	804	徴収方法区分コード	1562	代理人_宛名番号
47	住民となった年月日	805	期別番号	1563	業務コード
48	転入前住所_市区町村コード	806	最新フラグ	1564	業務詳細(科目)コード
49	転入前住所_町字コード	807	指定都市_行政区等コード	1565	代理人_有効期間(開始年月日)
50	転入前住所_都道府県	808	収納額	1566	最新フラグ
51	転入前住所_市区郡町村名	809	滞納額	1567	代理人_有効期間(終了年月日)
52	転入前住所_町字	810	納期限	1568	指定都市_行政区等コード
53	転入前住所_番地号表記	811	督促手数料	1569	肩書
54	転入前住所_方書	812	督促手数料収納額	1570	メモ
55	転入前住所_郵便番号	813	延滞金	1571	連絡先区分
56	転入前住所_国名コード	814	延滞金収納額	1572	電話番号
57	転入前住所_国名等	815	分割納付有無	1573	削除フラグ
58	転入前住所_国外住所	816	不納欠損有無	1574	操作者ID
59	転出予定年月日	817	不納欠損額	1575	操作年月日
60	転出通知年月日	818	未納期別の通知書番号	1576	操作時刻
61	転出年月日(確定)	819	督促状発行年月日	1577	市区町村コード
62	転出先住所(予定)_市区町村コード	820	催告書発行年月日	1578	宛名番号
63	転出先住所(予定)_町字コード	821	指定納期限	1579	管理番号
64	転出先住所(予定)_都道府県	822	滞納状態コード	1580	最新フラグ
65	転出先住所(予定)_市区郡町村名	823	連帯納付義務者である世帯主_氏名	1581	回答年月日
66	転出先住所(予定)_町字	824	連帯納付義務者である世帯主_住所	1582	財産情報
67	転出先住所(予定)_番地号表記	825	配偶者_氏名	1583	削除フラグ
68	転出先住所(予定)_方書	826	配偶者_住所	1584	操作者ID
69	転出先住所(予定)_郵便番号	827	削除フラグ	1585	操作年月日
70	転出先住所(確定)_市区町村コード	828	操作者ID	1586	操作時刻
71	転出先住所(確定)_町字コード	829	操作年月日	1587	市区町村コード
72	転出先住所(確定)_都道府県	830	操作時刻	1588	宛名番号
73	転出先住所(確定)_市区郡町村名	831	市区町村コード	1589	管理番号
74	転出先住所(確定)_町字	832	被保険者番号	1590	最新フラグ
75	転出先住所(確定)_番地号表記	833	賦課年度	1591	回答年月日

76	転出先住所(確定) 方書	834	相当年度	1592	財産情報
77	転出先住所(確定) 郵便番号	835	通知書番号	1593	削除フラグ
78	国籍等 国名コード	836	徴収方法区分コード	1594	操作者ID
79	国籍名等	837	期別番号	1595	操作年月日
80	第30条45規定区分	838	整理番号	1596	操作時刻
81	在留資格等コード	839	最新フラグ	1597	市区町村コード
82	在留期間の満了の日	840	指定都市 行政区等コード	1598	宛名番号
83	地区管理コード1	841	起案年月日	1599	管理番号
84	地区管理コード2	842	決裁年月日	1600	最新フラグ
85	地区管理コード3	843	滞納処分の停止事由	1601	回答年月日
86	地区管理コード4	844	備考	1602	財産情報
87	地区管理コード5	845	取消年月日	1603	削除フラグ
88	地区管理コード6	846	取消事由	1604	操作者ID
89	地区管理コード7	847	削除フラグ	1605	操作年月日
90	地区管理コード8	848	操作者ID	1606	操作時刻
91	地区管理コード9	849	操作年月日	1607	市区町村コード
92	地区管理コード10	850	操作時刻	1608	宛名番号
93	削除フラグ	851	市区町村コード	1609	管理番号
94	操作者ID	852	被保険者番号	1610	最新フラグ
95	操作年月日	853	督促停止管理番号	1611	回答年月日
96	操作時刻	854	最新フラグ	1612	財産情報
97	市区町村コード	855	指定都市 行政区等コード	1613	調査先住所 市区町村コード
98	被保険者番号	856	督促停止年月日	1614	調査先住所 町字コード
99	履歴番号	857	督促停止事由	1615	調査先住所 都道府県
100	最新フラグ	858	督促停止解除年月日	1616	調査先住所 市区郡町村名
101	個人区分コード	859	督促停止解除事由	1617	調査先住所 町字
102	宛名番号	860	削除フラグ	1618	調査先住所 番地号表記
103	被保険者資格取得事由コード	861	操作者ID	1619	調査先住所 方書
104	被保険者資格取得年月日	862	操作年月日	1620	調査先名称 氏名
105	被保険者資格喪失事由コード	863	操作時刻	1621	調査先名称 氏
106	被保険者資格喪失年月日	864	市区町村コード	1622	調査先名称 名
107	保険者番号適用開始年月日	865	被保険者番号	1623	財産文書番号
108	保険者番号適用終了年月日	866	催告抑止管理番号	1624	現在年月日
109	氏名(カナ)	867	最新フラグ	1625	照会年月日
110	生年月日	868	催告抑止年月日	1626	財産名称
111	性別コード	869	催告抑止事由	1627	財産詳細
112	現都道府県名	870	催告抑止解除年月日	1628	所在
113	現市区町村名	871	催告抑止解除事由	1629	削除フラグ
114	現住所	872	削除フラグ	1630	操作者ID
115	作成年月日	873	操作者ID	1631	操作年月日
116	作成時刻	874	操作年月日	1632	操作時刻
117	予備	875	操作時刻	1633	市区町村コード
118	公金口座区分	876	市区町村コード	1634	宛名番号
119	削除フラグ	877	被保険者番号	1635	管理番号
120	操作者ID	878	賦課年度	1636	最新フラグ
121	操作年月日	879	相当年度	1637	回答年月日
122	操作時刻	880	通知書番号	1638	財産情報
123	市区町村コード	881	徴収方法区分コード	1639	給与振込口座金融機関コード
124	課税年度	882	期別番号	1640	給与振込口座金融機関名
125	宛名番号	883	不納欠損年月日	1641	給与振込口座店舗番号
126	課税情報履歴番号	884	最新フラグ	1642	給与振込口座支店名
127	最新フラグ	885	指定都市 行政区等コード	1643	給与振込口座種別コード
128	指定都市 行政区等コード	886	不納欠損事由	1644	給与振込口座番号
129	課税非課税区分	887	不納欠損額	1645	給与振込口座名義人 カナ
130	非課税判定区分	888	不納欠損額 延滞金	1646	給与振込口座名義人 漢字
131	青白区分	889	不納欠損額 督促手数料	1647	給与振込ゆうちょ銀行記号
132	異動事由	890	滞納処分の停止事由	1648	給与振込ゆうちょ銀行番号
133	異動日	891	削除フラグ	1649	給与振込金融機関種別
134	更正日	892	操作者ID	1650	賞与の有無
135	確定申告書提出有無	893	操作年月日	1651	賞与の支給月
136	個人住民税申告書提出有無	894	操作時刻	1652	賞与の支給額
137	控除対象配偶者区分	895	市区町村コード	1653	社会保険者の名称
138	扶養控除対象区分	896	被保険者番号	1654	保険者番号
139	本人該当区分 同一生計配偶者	897	履歴番号	1655	社会保険適用開始年月日
140	本人該当区分 障害	898	最新フラグ	1656	社会保険適用終了年月日
141	本人該当区分 寡婦・ひとり親	899	指定都市 行政区等コード	1657	削除フラグ
142	本人該当区分 勤労学生	900	滞納折衝年月日	1658	操作者ID
143	本人該当区分 年少扶養	901	滞納折衝場所	1659	操作年月日
144	一般扶養人数	902	滞納折衝時刻	1660	操作時刻
145	特定扶養人数	903	滞納折衝内容	1661	市区町村コード
146	老人扶養人数	904	見出し	1662	宛名番号
147	同居老人扶養人数	905	本人接触区分	1663	管理番号
148	年少扶養人数	906	折衝相手	1664	最新フラグ
149	普通障害者人数	907	担当者コード	1665	回答年月日
150	特別障害者人数	908	交渉方法区分	1666	財産情報
151	同居特別障害者内数	909	滞納整理記録	1667	削除フラグ
152	年税額	910	納付予定年月日	1668	操作者ID

153	総所得金額等	911	納付予定金額	1669	操作年月日
154	合計所得金額(住民税) 計算値	912	差押予定年月日	1670	操作時刻
155	総所得金額	913	強調表示区分	1671	市区町村コード
156	給与所得額	914	削除フラグ	1672	宛名番号
157	雑所得額(総合) 計算値	915	操作者ID	1673	管理番号
158	公的年金等所得額	916	操作年月日	1674	最新フラグ
159	公的年金等以外雑所得額(総合課税)	917	操作時刻	1675	回答年月日
160	業務雑所得額	918	市区町村コード	1676	財産情報
161	その他雑所得額	919	被保険者番号	1677	削除フラグ
162	事業所得額	920	賦課年度	1678	操作者ID
163	営業等所得額	921	相当年度	1679	操作年月日
164	その他事業所得額	922	通知書番号	1680	操作時刻
165	農業所得額	923	期別番号	1681	市区町村コード
166	特例肉用牛所得額	924	最新フラグ	1682	宛名番号
167	不動産所得額	925	指定都市 行政区等コード	1683	管理番号
168	利子所得額(総合)	926	滞納処分開始年月日	1684	最新フラグ
169	配当所得額(総合)	927	滞納処分終了年月日	1685	回答年月日
170	配当所得額 総合(住民税)	928	債権種別	1686	財産情報
171	配当所得額 総合(所得税)	929	公示年月日	1687	債権区分
172	配当所得額 配当控除適用無分(住民税)	930	滞納処分年月日	1688	種類
173	配当所得額 配当控除適用無分(所得税)	931	滞納整理員(担当者名)	1689	債権名称/内容
174	配当所得額 少額	932	滞納処分内容	1690	財産詳細
175	配当所得額 配当控除適用分(住民税)	933	繰上納期限	1691	所在
176	配当所得額 配当控除適用分(所得税)	934	繰上時間	1692	分担金有無
177	配当所得額 一般外貨建等証券(住民税)	935	削除フラグ	1693	分担金現在額
178	配当所得額 一般外貨建等証券(所得税)	936	操作者ID	1694	差し戻し済の場合の年月日
179	配当所得額 その他証券(住民税)	937	操作年月日	1695	分担金交付先
180	配当所得額 その他証券(所得税)	938	操作時刻	1696	備考
181	譲渡所得額(総合)	939	市区町村コード	1697	削除フラグ
182	総合長期譲渡所得額(特別控除前)	940	被保険者番号	1698	操作者ID
183	総合短期譲渡所得額(特別控除前)	941	賦課年度	1699	操作年月日
184	一時所得額(総合)	942	相当年度	1700	操作時刻
185	山林所得額(特別控除後)	943	通知書番号	1701	市区町村コード
186	退職所得額(総合)	944	期別番号	1702	宛名番号
187	譲渡所得額(申告分離)	945	徴収猶予管理番号	1703	管理番号
188	分離長期譲渡所得額(特別控除前)	946	最新フラグ	1704	連番
189	分離長期一般所得額(特別控除前)	947	指定都市 行政区等コード	1705	最新フラグ
190	分離長期特定所得額(特別控除後)	948	保険料額	1706	調査先住所 市区町村コード
191	分離長期軽課所得額(特別控除前)	949	徴収猶予申請年月日	1707	調査先住所 町字コード
192	分離短期譲渡所得額(特別控除前)	950	徴収猶予開始日	1708	調査先住所 都道府県
193	分離短期一般所得額(特別控除前)	951	徴収猶予期限日	1709	調査先住所 市区郡町村名
194	分離短期軽減所得額(特別控除前)	952	徴収猶予区分	1710	調査先住所 町字
195	譲渡一時所得額 計算値	953	決議年月日	1711	調査先住所 番地号表記
196	株式等譲渡所得額(申告分離)	954	起案年月日	1712	調査先住所 方書
197	分離一般株式等譲渡所得額	955	文書番号(整理番号)	1713	調査先名称 氏名
198	分離上場株式等譲渡所得額	956	猶予理由	1714	調査先名称 氏
199	分離上場株式等配当等所得額	957	許可区分	1715	調査先名称 名
200	分離先物取引雑所得額	958	不許可理由	1716	財産文書番号
201	条約適用利子等の額(所得)	959	取消理由	1717	現在年月日
202	条約適用配当等の額(所得)	960	猶予区分	1718	照会年月日
203	特例適用利子等の額(所得)	961	財産(担保)の設定	1719	物件番号
204	特例適用配当等の額(所得)	962	延滞金 減免額	1720	物件種類
205	特別控除額(総合長期譲渡所得)	963	延滞金 減免理由	1721	地番
206	特別控除額(総合短期譲渡所得)	964	延滞金減免率	1722	地目
207	特別控除額(分離長期譲渡所得)	965	納付誓約日	1723	種類
208	特別控除額(分離長期一般所得)	966	納付誓約期限日	1724	物件所在地
209	特別控除額(分離長期軽課所得)	967	削除フラグ	1725	物件所在地番
210	特別控除額(分離短期譲渡所得)	968	操作者ID	1726	一棟建物番号
211	特別控除額(分離短期一般所得)	969	操作年月日	1727	一棟建物床面積
212	特別控除額(分離短期軽減所得)	970	操作時刻	1728	一棟建物構造
213	繰越控除額	971	市区町村コード	1729	家屋番号
214	純損失繰越控除額	972	被保険者番号	1730	構造
215	居住用財産譲渡損失繰越控除額	973	賦課年度	1731	地積
216	特定居住用財産譲渡損失繰越控除額	974	相当年度	1732	床面積
217	上場株式等譲渡損失繰越控除額	975	通知書番号	1733	建物の名称
218	特定株式等譲渡損失繰越控除額	976	期別番号	1734	専有区分の家屋番号
219	先物取引差金等決済損失繰越控除額	977	最新フラグ	1735	専有区分の建物の名称
220	雑損失繰越控除額	978	指定都市 行政区等コード	1736	専有区分の種類
221	配偶者特別控除額 計算値	979	時効管理履歴番号	1737	専有区分の構造
222	居住用損失額	980	時効完成年月日 保険料	1738	専有区分の床面積
223	所得金額調整控除額	981	時効完成年月日 確定延滞金	1739	滞納者持分
224	給与収入額	982	時効完成年月日 督促手数料	1740	登記年月日
225	給与専従者収入額	983	起算日	1741	占有建物番号
226	公的年金等収入額	984	領収日	1742	不動産番号
227	特定支出の額	985	削除フラグ	1743	明細番号
228	営業等収入額	986	操作者ID	1744	不動産明細区分
229	農業収入額	987	操作年月日	1745	符号

230	不動産収入額	988	操作時刻	1746	区分建物用敷地権 所在地番
231	利子収入額	989	市区町村コード	1747	区分建物用敷地権 所在地番地目
232	配当収入額	990	被保険者番号	1748	区分建物用敷地権 所在地番地積
233	その他雑収入額	991	賦課年度	1749	区分建物用敷地権 種類
234	総合長期譲渡収入額	992	相当年度	1750	区分建物用敷地権 割合
235	総合短期譲渡収入額	993	通知書番号	1751	附属建物 種類
236	一時収入額	994	期別番号	1752	附属建物 構造
237	雑損控除額	995	時効管理履歴番号	1753	附属建物 床面積
238	医療費控除額	996	最新フラグ	1754	備考
239	小規模共済等掛金控除額	997	指定都市 行政区等コード	1755	権利区分
240	社会保険料控除額	998	時効更新区分	1756	権利者 氏名
241	生命保険料控除額	999	時効更新日	1757	権利者 氏
242	地震保険料控除額	1000	時効更新事由	1758	権利者 名
243	扶養控除	1001	時効完成年月日 保険料	1759	権利者 住所 市区町村コード
244	障害者控除	1002	時効完成年月日 確定延滞金	1760	権利者 住所 町字コード
245	専従者控除額	1003	時効完成年月日 督促手数料	1761	権利者 住所 都道府県
246	寡婦控除額(住民税)	1004	時効の完成猶予事由	1762	権利者 住所 市区郡町村名
247	寡婦控除額(所得税)	1005	時効の完成猶予開始年月日	1763	権利者 住所 町字
248	勤労学生控除額(住民税)	1006	時効の完成猶予終了年月日	1764	権利者 住所 番地号表記
249	勤労学生控除額(所得税)	1007	削除フラグ	1765	権利者 住所 方書
250	基礎控除額(住民税) 計算値	1008	操作者ID	1766	設定年月日
251	基礎控除額(所得税) 計算値	1009	操作年月日	1767	所有区分
252	所得控除合計額	1010	操作時刻	1768	順位番号
253	課税所得額(課税標準額)	1011	市区町村コード	1769	登記の目的
254	課税退職所得額(住民税)	1012	被保険者番号	1770	受付年月日
255	課税上場株式等譲渡所得額(住民税)	1013	相当年度	1771	受付番号
256	課税上場株式等譲渡所得額(所得税)	1014	通知書番号	1772	原因年月日
257	市町村民税 調整控除額	1015	履歴番号	1773	原因
258	市町村民税 調整額	1016	最新フラグ	1774	共同担保目録記号及び番号
259	市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額 計	1017	指定都市 行政区等コード	1775	権利者 備考
260	市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額【税	1018	基礎年金番号	1776	削除フラグ
261	市町村民税 寄附金税額控除額	1019	特別徴収義務者コード	1777	操作者ID
262	市町村民税 寄附金税額控除額【税源移譲前】	1020	年金コード	1778	操作年月日
263	市町村民税 税額控除前所得割額	1021	特別徴収状態区分	1779	操作時刻
264	市町村民税所得割額	1022	特別徴収開始年月	1780	市区町村コード
265	市町村民税所得割額【税源移譲前】	1023	特別徴収終了年月	1781	宛名番号
266	市町村民税均等割額	1024	特別徴収依頼額 後期高齢者医療	1782	管理番号
267	都道府県民税所得割額	1025	特別徴収依頼額 介護保険	1783	連番
268	都道府県民税均等割額	1026	年間年金受給額	1784	最新フラグ
269	市町村民税所得割額(減免前)	1027	2分の1判定結果	1785	調査先住所 市区町村コード
270	市町村民税均等割額(減免前)	1028	特別徴収中止事由	1786	調査先住所 町字コード
271	減免税額	1029	年金支給日	1787	調査先住所 都道府県
272	市町村民税 減免税額(所得割)	1030	削除フラグ	1788	調査先住所 市区郡町村名
273	市町村民税 減免税額(均等割)	1031	操作者ID	1789	調査先住所 町字
274	都道府県税 減免税額(所得割)	1032	操作年月日	1790	調査先住所 番地号表記
275	都道府県税 減免税額(均等割)	1033	操作時刻	1791	調査先住所 方書
276	森林環境税額	1034	市区町村コード	1792	調査先名称 氏名
277	免除税額(森林環境税)	1035	特別徴収義務者コード	1793	調査先名称 氏
278	申告不要区分	1036	作成年月日	1794	調査先名称 名
279	削除フラグ	1037	基礎年金番号	1795	財産文書番号
280	操作者ID	1038	年金コード	1796	現在年月日
281	操作年月日	1039	最新フラグ	1797	照会年月日
282	操作時刻	1040	指定都市 行政区等コード	1798	預金有無
283	市区町村コード	1041	通知内容コード	1799	預貯金種類
284	課税年度	1042	予備1	1800	編集口座番号
285	宛名番号	1043	特別徴収制度コード	1801	残高金額
286	課税情報履歴番号	1044	予備2	1802	最終取引年月日
287	最新フラグ	1045	生年月日	1803	満期年月日
288	指定都市 行政区等コード	1046	性別	1804	契約年月日
289	被扶養者 宛名番号	1047	氏名 カナ	1805	貸付金等有無
290	扶養者 宛名番号	1048	氏名 漢字	1806	貸付金等形式
291	削除フラグ	1049	郵便番号	1807	貸付金等内容
292	操作者ID	1050	住所カナ	1808	貸付金等金額
293	操作年月日	1051	住所	1809	貸付金等担保区分
294	操作時刻	1052	各種区分	1810	出資金有無
295	市区町村コード	1053	処理結果	1811	出資金口数
296	課税年度	1054	後期移管コード	1812	出資金金額
297	宛名番号	1055	各種年月日	1813	出資証券番号
298	課税情報履歴番号	1056	各種金額1	1814	保護預りなどの有無
299	最新フラグ	1057	各種金額2	1815	その他資産情報内容
300	指定都市 行政区等コード	1058	各種金額3	1816	取引明細文書番号
301	未申告区分	1059	予備3	1817	取引明細回答年月日
302	住民登録外課税区分	1060	共済年金証書記号番号	1818	取引明細照会年月日
303	住民登録外課税者住民登録市区町村コード	1061	削除フラグ	1819	取引明細現在年月日
304	削除フラグ	1062	操作者ID	1820	取引明細期間始
305	操作者ID	1063	操作年月日	1821	取引明細期間終
306	操作年月日	1064	操作時刻	1822	取引内容

307	操作時刻	1065	市区町村コード	1823	第三債務者送達先住所_市区町村コード
308	市区町村コード	1066	基礎年金番号	1824	第三債務者送達先住所_町字コード
309	被保険者番号	1067	特別徴収義務者コード	1825	第三債務者送達先住所_都道府県
310	履歴番号	1068	年金コード	1826	第三債務者送達先住所_市区郡町村名
311	最新フラグ	1069	作成年月日	1827	第三債務者送達先住所_町字
312	指定都市_行政区等コード	1070	最新フラグ	1828	第三債務者送達先住所_番地号表記
313	返送日	1071	指定都市_行政区等コード	1829	第三債務者送達先住所_方書
314	返送理由	1072	宛名番号	1830	第三債務者送達先名称_氏名
315	対象年度	1073	通知内容コード	1831	第三債務者住所_市区町村コード
316	通知書番号	1074	予備1	1832	第三債務者住所_町字コード
317	返送状態	1075	特別徴収制度コード	1833	第三債務者住所_都道府県
318	状況区分	1076	予備2	1834	第三債務者住所_市区郡町村名
319	送達物名称	1077	生年月日	1835	第三債務者住所_町字
320	発行日	1078	性別コード	1836	第三債務者住所_番地号表記
321	公示対象区分	1079	氏名カナ	1837	第三債務者住所_方書
322	公示有効開始年月日	1080	氏名	1838	第三債務者名称
323	公示有効終了年月日	1081	郵便番号	1839	口座利用情報文書番号
324	送達年月日	1082	住所カナ	1840	回答年月日
325	送達物送付先名称	1083	住所	1841	取引種類
326	送付先住所_市区町村コード	1084	各種区分	1842	入出金フラグ
327	送付先住所_町字コード	1085	処理結果	1843	利用年月日
328	送付先住所_都道府県	1086	後期移管コード	1844	権利者_連番
329	送付先住所_市区郡町村名	1087	各種年月日	1845	権利区分
330	送付先住所_町字	1088	各種金額1	1846	権利者_氏名
331	送付先住所_番地号表記	1089	各種金額2	1847	権利者_氏
332	送付先住所_方書コード	1090	各種金額3	1848	権利者_名
333	送付先住所_方書	1091	予備3	1849	権利者_住所_市区町村コード
334	送付先住所_方書_フリガナ	1092	共済年金証書記号番号	1850	権利者_住所_町字コード
335	送付先住所_郵便番号	1093	介護被保険者番号	1851	権利者_住所_都道府県
336	備考	1094	個人コードー区分	1852	権利者_住所_市区郡町村名
337	削除フラグ	1095	個人コードー個人番号	1853	権利者_住所_町字
338	操作者ID	1096	介護住所地利特例	1854	権利者_住所_番地号表記
339	操作年月日	1097	介護捕捉年月日	1855	権利者_住所_方書
340	操作時刻	1098	介護待機フラグ	1856	設定年月日
341	市区町村コード	1099	予備4	1857	順位番号
342	被保険者番号	1100	削除フラグ	1858	備考
343	宛名番号	1101	操作者ID	1859	金融機関コード
344	送付先利用業務	1102	操作年月日	1860	店舗番号
345	履歴番号	1103	操作時刻	1861	口座種別コード
346	最新フラグ	1104	市区町村コード	1862	口座番号
347	指定都市_行政区等コード	1105	保険者番号	1863	口座残高
348	送付先_氏名	1106	最新フラグ	1864	最終取引日
349	送付先_氏名_カナ	1107	指定都市_行政区等コード	1865	口座満期日
350	送付先住所	1108	保険者名	1866	口座契約年月日
351	送付先住所_市区町村コード	1109	種別	1867	削除フラグ
352	送付先住所_町字コード	1110	都道府県名	1868	操作者ID
353	送付先住所_都道府県	1111	市町村名	1869	操作年月日
354	送付先住所_市区郡町村名	1112	郵便番号	1870	操作時刻
355	送付先住所_町字	1113	所在地	1871	市区町村コード
356	送付先住所_番地号表記	1114	電話番号	1872	宛名番号
357	送付先住所_方書コード	1115	保険者名(カナ)	1873	管理番号
358	送付先住所_方書	1116	備考	1874	連番
359	送付先住所_方書_フリガナ	1117	削除フラグ	1875	最新フラグ
360	送付先住所_郵便番号	1118	操作者ID	1876	調査先住所_市区町村コード
361	送付先_使用開始日	1119	操作年月日	1877	調査先住所_町字コード
362	送付先_使用終了日	1120	操作時刻	1878	調査先住所_都道府県
363	削除フラグ	1121	市区町村コード	1879	調査先住所_市区郡町村名
364	操作者ID	1122	帳票コード	1880	調査先住所_町字
365	操作年月日	1123	最新フラグ	1881	調査先住所_番地号表記
366	操作時刻	1124	指定都市_行政区等コード	1882	調査先住所_方書
367	市区町村コード	1125	帳票名	1883	調査先名称_氏名
368	被保険者番号	1126	文書番号出力有無	1884	調査先名称_氏
369	宛名番号	1127	文書番号接頭語	1885	調査先名称_名
370	履歴番号	1128	文書番号接尾語	1886	財産文書番号
371	連絡先枝番	1129	削除フラグ	1887	現在年月日
372	最新フラグ	1130	操作者ID	1888	照会年月日
373	指定都市_行政区等コード	1131	操作年月日	1889	電話番号
374	連絡先名称	1132	操作時刻	1890	電話種類名称
375	連絡先電話番号	1133	市区町村コード	1891	取扱支店名
376	連絡先登録年月日	1134	被保険者番号	1892	加入者_氏名
377	連絡先使用開始日	1135	帳票コード	1893	加入者_氏
378	連絡先使用終了日	1136	発行連番	1894	加入者_名
379	連絡先備考	1137	最新フラグ	1895	加入者_住所_市区町村コード
380	業務区分	1138	指定都市_行政区等コード	1896	加入者_住所_町字コード
381	連絡先区分	1139	帳票名	1897	加入者_住所_都道府県
382	削除フラグ	1140	発行日	1898	加入者_住所_市区郡町村名
383	操作者ID	1141	発行時刻	1899	加入者_住所_町字

384	操作年月日	1142	帳票作成者	1900	加入者_住所_番地号表記
385	操作時刻	1143	無効ステータス	1901	加入者_住所_方書
386	市区町村コード	1144	削除フラグ	1902	設置場所
387	被保険者番号	1145	操作者ID	1903	料金支払方法
388	宛名番号	1146	操作年月日	1904	料金支払年月日
389	履歴番号	1147	操作時刻	1905	権利区分
390	口座利用区分	1148	市区町村コード	1906	権利者_氏名
391	最新フラグ	1149	帳票コード	1907	権利者_氏
392	指定都市_行政区等コード	1150	最新フラグ	1908	権利者_名
393	金融機関コード	1151	指定都市_行政区等コード	1909	権利者_住所_市区町村コード
394	店舗番号	1152	帳票名	1910	権利者_住所_町字コード
395	口座種別コード	1153	郵便還付先出力有無	1911	権利者_住所_都道府県
396	口座番号	1154	郵便還付先市区町村名	1912	権利者_住所_市区郡町村名
397	口座名義人_カナ	1155	郵便還付先部署名	1913	権利者_住所_町字
398	口座名義人_漢字	1156	郵便還付先郵便番号	1914	権利者_住所_番地号表記
399	ゆうちょ銀行記号	1157	郵便還付先住所	1915	権利者_住所_方書
400	ゆうちょ銀行番号	1158	削除フラグ	1916	設定年月日
401	金融機関種別	1159	操作者ID	1917	順位番号
402	口座有効期間開始日	1160	操作年月日	1918	備考
403	口座有効期間終了日	1161	操作時刻	1919	削除フラグ
404	公金受取口座該当フラグ	1162	市区町村コード	1920	操作者ID
405	納付方法	1163	不服申立先コード	1921	操作年月日
406	口座管理区分	1164	最新フラグ	1922	操作時刻
407	更正日	1165	指定都市_行政区等コード	1923	市区町村コード
408	口座振替停止開始年月日	1166	不服申立先保険者名	1924	宛名番号
409	口座振替停止終了年月日	1167	不服申立先都道府県名	1925	管理番号
410	削除フラグ	1168	不服申立先都道府県郵便番号	1926	財産区分
411	操作者ID	1169	不服申立先都道府県住所	1927	連番
412	操作年月日	1170	不服申立先都道府県電話番号	1928	最新フラグ
413	操作時刻	1171	不服申立先出力有無	1929	調査先住所_市区町村コード
414	市区町村コード	1172	削除フラグ	1930	調査先住所_町字コード
415	被保険者番号	1173	操作者ID	1931	調査先住所_都道府県
416	宛名番号	1174	操作年月日	1932	調査先住所_市区郡町村名
417	履歴番号	1175	操作時刻	1933	調査先住所_町字
418	最新フラグ	1176	市区町村コード	1934	調査先住所_番地号表記
419	業務区分	1177	金融機関コード	1935	調査先住所_方書
420	指定都市_行政区等コード	1178	最新フラグ	1936	調査先名称_氏名
421	特記事項	1179	指定金融区分コード	1937	調査先名称_氏
422	特記区分	1180	金融機関名_漢字	1938	調査先名称_名
423	有効期間_開始日	1181	金融機関名_カナ	1939	財産文書番号
424	有効期間_終了日	1182	電子納付対応有無コード	1940	現在年月日
425	個別管理対象者区分(視覚障がい者等)	1183	金融機関有効開始日	1941	照会年月日
426	登録年月日	1184	金融機関有効終了日	1942	職名職務
427	登録時刻	1185	削除フラグ	1943	在職有無
428	登録ユーザー	1186	操作者ID	1944	退職年月日
429	削除フラグ	1187	操作年月日	1945	年金種類内容
430	操作者ID	1188	操作時刻	1946	年金番号名称
431	操作年月日	1189	市区町村コード	1947	前々月
432	操作時刻	1190	金融機関コード	1948	前々月支給総額
433	市区町村コード	1191	店舗番号	1949	前々月源泉徴収所得税
434	相当年度	1192	最新フラグ	1950	前々月源泉徴収住民税
435	被保険者番号	1193	本店支店区分	1951	前々月社会保険料
436	賦課管理番号	1194	手形交換所番号	1952	前月
437	通知書番号	1195	店舗郵便番号	1953	前月支給総額
438	履歴番号	1196	店舗住所	1954	前月源泉徴収所得税
439	最新フラグ	1197	店舗電話番号	1955	前月源泉徴収住民税
440	通知書通知理由コード	1198	店舗名_漢字	1956	前月社会保険料
441	市区町村別保険料	1199	店舗名_カナ	1957	当月
442	不均一賦課地区コード	1200	店舗有効開始日	1958	当月支給総額
443	暫定確定賦課フラグ	1201	店舗有効終了日	1959	当月源泉徴収所得税
444	申告区分	1202	削除フラグ	1960	当月源泉徴収住民税
445	通知書発送要否フラグ	1203	操作者ID	1961	当月社会保険料
446	資格取得年月日	1204	操作年月日	1962	次回
447	資格喪失年月日	1205	操作時刻	1963	次回支給総額
448	広域内転居取得年月日	1206	市区町村コード	1964	次回源泉徴収所得税
449	広域内転居喪失年月日	1207	宛名番号	1965	次回源泉徴収住民税
450	賦課事由コード	1208	世帯番号	1966	次回社会保険料
451	賦課事由	1209	最新フラグ	1967	賞与支給総額
452	賦課決定年月日	1210	世帯主宛名番号	1968	賞与源泉徴収所得税
453	所得割率(医療分)	1211	開始年月日	1969	賞与源泉徴収住民税
454	賦課のもととなる所得金額	1212	終了年月日	1970	賞与社会保険料
455	所得割額(医療分)	1213	削除フラグ	1971	賞与支給年月日
456	均等割額(医療分)	1214	操作者ID	1972	退職金支給総額
457	算出額(医療分)	1215	操作年月日	1973	退職金源泉徴収所得税
458	賦課期日	1216	操作時刻	1974	退職金社会保険料
459	減額区分	1217	市区町村コード	1975	退職金支給年月日
460	均等割軽減額(医療分)	1218	福祉事務所コード	1976	給料等支給区分

461	限度超過額(医療分)	1219	ケース番号	1977	生計を一にする親族
462	年保険料額(医療分)	1220	申請履歴番号	1978	支払方法
463	月数	1221	履歴番号	1979	日
464	月割減額(医療分)	1222	員番号	1980	曜日
465	特別軽減区分	1223	最新フラグ	1981	支給日その他
466	月別資格情報	1224	宛名番号	1982	権利区分
467	賦課期日2	1225	停止年月日	1983	権利者_氏名
468	減額区分2	1226	停止解除年月日	1984	権利者_氏
469	均等割軽減額2(医療分)	1227	開始年月日	1985	権利者_名
470	限度超過額2(医療分)	1228	廃止年月日	1986	権利者_住所_市区町村コード
471	年保険料額2(医療分)	1229	削除フラグ	1987	権利者_住所_町字コード
472	月数2	1230	操作者ID	1988	権利者_住所_都道府県
473	月割減額2(医療分)	1231	操作年月日	1989	権利者_住所_市区郡町村名
474	特別軽減区分2	1232	操作時刻	1990	権利者_住所_町字
475	月別資格情報2	1233	市区町村コード	1991	権利者_住所_番地号表記
476	減免額	1234	宛名番号	1992	権利者_住所_方書
477	後期高齢者医療保険料	1235	支援措置区分	1993	設定年月日
478	賦課のもととなる所得金額(変更前)	1236	履歴番号	1994	順位番号
479	所得割額(医療分)(変更前)	1237	支援措置開始年月日	1995	備考
480	均等割額(医療分)(変更前)	1238	最新フラグ	1996	地方税額
481	算出額(医療分)(変更前)	1239	支援措置終了年月日	1997	定例支給日
482	賦課期日(変更前)	1240	連携フラグ	1998	削除フラグ
483	減額区分(変更前)	1241	削除フラグ	1999	操作者ID
484	均等割軽減額(医療分)(変更前)	1242	操作者ID	2000	操作年月日
485	限度超過額(医療分)(変更前)	1243	操作年月日	2001	操作時刻
486	年保険料額(医療分)(変更前)	1244	操作時刻	2002	市区町村コード
487	月数(変更前)	1245	市区町村コード	2003	宛名番号
488	月割減額(医療分)(変更前)	1246	被保険者番号	2004	管理番号
489	特別軽減区分(変更前)	1247	賦課年度	2005	連番
490	月別資格情報(変更前)	1248	相当年度	2006	最新フラグ
491	賦課期日2(変更前)	1249	通知書番号	2007	調査先住所_市区町村コード
492	減額区分2(変更前)	1250	期別番号	2008	調査先住所_町字コード
493	均等割軽減額2(医療分)(変更前)	1251	最新フラグ	2009	調査先住所_都道府県
494	限度超過額2(医療分)(変更前)	1252	指定都市_行政区等コード	2010	調査先住所_市区郡町村名
495	年保険料額2(医療分)(変更前)	1253	宛名番号	2011	調査先住所_町字
496	月数2(変更前)	1254	口座振替実績履歴番号	2012	調査先住所_番地号表記
497	月割減額2(医療分)(変更前)	1255	口座振替処理区分	2013	調査先住所_方書
498	特別軽減区分2(変更前)	1256	振替年月日	2014	調査先名称_氏名
499	月別資格情報2(変更前)	1257	収納年月日	2015	調査先名称_氏
500	減免額(変更前)	1258	口座振替金額	2016	調査先名称_名
501	後期高齢者医療保険料(変更前)	1259	振替結果コード	2017	照会年月日
502	所得割軽減額(医療分)	1260	調定額_保険料	2018	財産文書番号
503	所得割減額区分(医療分)	1261	調定額_督促手数料	2019	現在年月日
504	所得割軽減額(医療分)(変更前)	1262	調定額_延滞金	2020	債務種類
505	所得割減額区分(医療分)(変更前)	1263	収納額_保険料	2021	権利区分
506	市区町村別保険料(医療分)	1264	収納額_督促手数料	2022	権利者_氏名
507	市区町村別保険料(子ども分)	1265	収納額_延滞金	2023	権利者_氏
508	所得割率(子ども分)	1266	金融機関コード	2024	権利者_名
509	所得割額(子ども分)	1267	店舗番号	2025	権利者_住所_市区町村コード
510	均等割額(子ども分)	1268	口座種別コード	2026	権利者_住所_町字コード
511	算出額(子ども分)	1269	口座番号	2027	権利者_住所_都道府県
512	均等割軽減額(子ども分)	1270	口座名義人_カナ	2028	権利者_住所_市区郡町村名
513	限度超過額(子ども分)	1271	口座名義人_漢字	2029	権利者_住所_町字
514	年保険料額(子ども分)	1272	ゆうちょ記号	2030	権利者_住所_番地号表記
515	月割減額(子ども分)	1273	ゆうちょ番号	2031	権利者_住所_方書
516	均等割軽減額2(子ども分)	1274	金融機関種別	2032	設定年月日
517	限度超過額2(子ども分)	1275	口座振替不能_取扱期限	2033	順位番号
518	年保険料額2(子ども分)	1276	口座振替不能_当初の納期限	2034	備考
519	月割減額2(子ども分)	1277	削除フラグ	2035	削除フラグ
520	減免額(医療分)	1278	操作者ID	2036	操作者ID
521	減免額(子ども分)	1279	操作年月日	2037	操作年月日
522	後期高齢者医療保険料(医療分)	1280	操作時刻	2038	操作時刻
523	後期高齢者医療保険料(子ども分)	1281	市区町村コード	2039	市区町村コード
524	所得割額(子ども分)(変更前)	1282	帳票コード	2040	宛名番号
525	均等割額(子ども分)(変更前)	1283	問合せ先出力有無	2161	回答年月日
526	算出額(子ども分)(変更前)	1284	問合せ先コード(組織単位)	2162	財産情報
527	均等割軽減額(子ども分)(変更前)	1285	最新フラグ	2163	調査先住所_市区町村コード
528	限度超過額(子ども分)(変更前)	1286	指定都市_行政区等コード	2164	調査先住所_町字コード
529	年保険料額(子ども分)(変更前)	1287	帳票名	2165	調査先住所_都道府県
530	月割減額(子ども分)(変更前)	1288	業務区分	2166	調査先住所_市区郡町村名
531	均等割軽減額2(子ども分)(変更前)	1289	担当部署名	2167	調査先住所_町字
532	限度超過額2(子ども分)(変更前)	1290	担当部署郵便番号	2168	調査先住所_番地号表記
533	年保険料額2(子ども分)(変更前)	1291	担当部署住所	2169	調査先住所_方書
534	月割減額2(子ども分)(変更前)	1292	担当部署電話番号	2170	調査先名称
535	減免額(医療分)(変更前)	1293	担当部署FAX番号	2171	財産文書番号
536	減免額(子ども分)(変更前)	1294	担当部署メール	2172	現在年月日
537	後期高齢者医療保険料(医療分)(変更前)	1295	削除フラグ	2173	照会年月日

538	後期高齢者医療保険料（子ども分）(変更前)	1296	操作者ID	2174	自動車区分
539	所得割軽減額（子ども分）	1297	操作年月日	2175	自動車登録番号
540	所得割減額区分（子ども分）	1298	操作時刻	2176	メーカー
541	所得割軽減額（子ども分）(変更前)	1299	市区町村コード	2177	型式
542	所得割減額区分（子ども分）(変更前)	1300	宛名番号	2178	初年度登録年月
543	予備	1301	履歴番号	2179	登録年月日
544	賦課決定通知書発送年月日	1302	最新フラグ	2180	車体の形状
545	削除フラグ	1303	個人区分コード	2181	車台番号
546	操作者ID	1304	世帯番号	2182	車名
547	操作年月日	1305	氏名(カナ)	2183	原動機型式
548	操作時刻	1306	通称名(カナ)	2184	有効期間満了日
549	市区町村コード	1307	氏名(漢字)	2185	車体の色
550	被保険者番号	1308	通称名(漢字)	2186	総排気量数値
551	申請者宛名番号	1309	本名通称名区分コード	2187	走行距離
552	履歴番号	1310	外国人区分コード	2188	使用の本拠の位置
553	最新フラグ	1311	生年月日年号コード	2189	使用者_氏名漢字
554	指定都市_行政区等コード	1312	生年月日	2190	使用者_氏漢字
555	申出年月日	1313	生年月日設定フラグ	2191	使用者_名漢字
556	認定結果	1314	性別コード	2192	使用者_住所_市区町村コード
557	届出年月日	1315	続柄1コード	2193	使用者_住所_町字コード
558	認定年月日	1316	続柄2コード	2194	使用者_住所_都道府県
559	届出者氏名	1317	続柄3コード	2195	使用者_住所_市区郡町村名
560	届出者住所	1318	続柄4コード	2196	使用者_住所_町字
561	被保険者本人との続柄	1319	異動年月日	2197	使用者_住所_番地号表記
562	相当年度	1320	異動届出年月日	2198	使用者_住所_方書
563	特徴中止期	1321	異動事由コード	2041	管理番号
564	適用期間_開始年月日	1322	世帯登録区分コード	2042	連番
565	適用期間_終了年月日	1323	住民年月日	2043	最新フラグ
566	削除フラグ	1324	消除年月日	2044	調査先住所_市区町村コード
567	操作者ID	1325	現都道府県コード	2045	調査先住所_町字コード
568	操作年月日	1326	現市区町村コード	2046	調査先住所_都道府県
569	操作時刻	1327	現町名コード	2047	調査先住所_市区郡町村名
570	市区町村コード	1328	行政区コード	2048	調査先住所_町字
571	被保険者番号	1329	現都道府県名	2049	調査先住所_番地号表記
572	賦課年度	1330	現市区町村名	2050	調査先住所_方書
573	相当年度	1331	現住所	2051	調査先名称_氏名
574	通知書番号	1332	現郵便番号	2052	調査先名称_氏
575	徴収方法区分コード	1333	転入前都道府県コード	2053	調査先名称_名
576	期別番号	1334	転入前市区町村コード	2054	財産文書番号
577	履歴番号	1335	転入前都道府県名	2055	現在年月日
578	最新フラグ	1336	転入前市区町村名	2056	照会年月日
579	指定都市_行政区等コード	1337	転入前住所	2057	契約有無
580	宛名番号	1338	転入前郵便番号	2058	保険種類
581	対象月	1339	転出先都道府県コード	2059	証券番号
582	決定年月日	1340	転出先市区町村コード	2060	保険契約者
583	決定理由	1341	転出先都道府県名	2061	被保険者_氏名
584	納期限	1342	転出先市区町村名	2062	被保険者_氏
585	変更前納期限	1343	転出先住所	2063	被保険者_名
586	変更納期限	1344	転出先郵便番号	2064	保険金額満期時
587	期割情報種別	1345	国籍コード	2065	保険金額死亡時
588	保険料期割額	1346	在留資格コード	2066	保険金受取人満期時
589	削除フラグ	1347	在留期間	2067	保険金受取人死亡時
590	操作者ID	1348	在留終了年月日	2068	契約年月日
591	操作年月日	1349	市区町村作成年月日	2069	満期年月日
592	操作時刻	1350	市区町村作成時刻	2070	保険期間
593	市区町村コード	1351	個人番号	2071	掛金支払方法
594	被保険者番号	1352	予備	2072	掛金支払年月日
595	賦課年度	1353	削除フラグ	2073	掛金支払額
596	相当年度	1354	操作者ID	2074	解約返戻金
597	通知書番号	1355	操作年月日	2075	利益配当金
598	徴収方法区分コード	1356	操作時刻	2076	保険料立替金
599	期別番号	1357	市区町村コード	2077	契約者貸付金
600	収納履歴連番	1358	宛名番号	2078	失効年月日
601	最新フラグ	1359	相当年度	2079	即時取立可能金額
602	指定都市_行政区等コード	1360	履歴番号	2080	権利区分
603	宛名番号	1361	最新フラグ	2081	権利者_氏名
604	保険料	1362	個人区分コード	2082	権利者_氏
605	督促手数料	1363	異動区分コード	2083	権利者_名
606	延滞金	1364	更正年月日	2084	権利者_住所_市区町村コード
607	納期限	1365	更正事由コード	2085	権利者_住所_町字コード
608	収納年月日	1366	課税非課税区分コード	2086	権利者_住所_都道府県
609	消込エラー有無	1367	未申告区分	2087	権利者_住所_市区郡町村名
610	納付書種別	1368	経過措置フラグ	2088	権利者_住所_町字
611	領収年月日	1369	旧ただし書所得優先フラグ	2089	権利者_住所_番地号表記
612	会計年度	1370	減額対象所得優先フラグ	2090	権利者_住所_方書
613	収納区分	1371	低Ⅰ低Ⅱ判定所得優先フラグ	2091	設定年月日
614	法定納期限	1372	一部負担割合判定所得優先フラグ	2092	順位番号

615	過誤納発生年月日	1373	旧ただし書所得	2093	備考
616	時効年月日	1374	減額対象所得	2094	差押可能額
617	納入方法	1375	低Ⅰ低Ⅱ判定所得	2095	削除フラグ
618	保険料収納済額	1376	一部負担割合判定所得	2096	操作者ID
619	コンビニ速報・確報区分	1377	市区町村民税課税所得(地方税法上の各種控除後の所得)	2097	操作年月日
620	削除フラグ	1378	営業所得額	2098	操作時刻
621	操作者ID	1379	農業所得額	2099	市区町村コード
622	操作年月日	1380	不動産所得額	2100	宛名番号
623	操作時刻	1381	利子所得額	2199	所有者_氏名
624	市区町村コード	1382	配当所得額	2200	所有者_氏
625	被保険者番号	1383	配当証券投資所得額	2201	所有者_名
626	賦課年度	1384	外貨建配当所得額	2202	所有者_住所_市区町村コード
627	相当年度	1385	配当(控除無)所得額	2203	所有者_住所_町字コード
628	通知書番号	1386	給与所得額	2204	所有者_住所_都道府県
629	徴収方法区分コード	1387	その他雑所得額	2205	所有者_住所_市区郡町村名
630	期別番号	1388	雑所得合計額	2206	所有者_住所_町字
631	収納履歴連番	1389	総合短期譲渡所得額	2207	所有者_住所_番地号表記
632	最新フラグ	1390	総合長期譲渡所得額	2208	所有者_住所_方書
633	指定都市_行政区等コード	1391	一時所得額	2209	権利区分
634	発行連番	1392	総合譲渡一時所得額	2210	権利者_氏名
635	収納額	1393	給与収入額	2211	権利者_氏
636	延滞金	1394	給与専従者収入額	2212	権利者_名
637	督促手数料	1395	専従者給与(控除)額	2213	権利者_住所_市区町村コード
638	納期限	1396	公的年金収入額	2214	権利者_住所_町字コード
639	コンビニ取扱期限	1397	分離短期譲渡一般所得額	2215	権利者_住所_都道府県
640	分納誓約年月日	1398	分離短期譲渡軽減所得額	2216	権利者_住所_市区郡町村名
641	収納機関番号	1399	分離長期譲渡一般所得額	2217	権利者_住所_町字
642	滞納消込特定キー情報1	1400	分離長期譲渡特定所得額	2218	権利者_住所_番地号表記
643	滞納消込特定キー情報2	1401	分離長期譲渡軽減課所得額	2219	権利者_住所_方書
644	納付番号	1402	山林所得額	2220	設定年月日
645	バーコード情報	1403	先物取引所得額	2221	順位番号
646	OCRID	1404	未公開株式譲渡所得額	2222	備考
647	上段OCR	1405	上場株式譲渡所得額	2223	削除フラグ
648	下段OCR	1406	分離短期一般特別控除額	2224	操作者ID
649	削除フラグ	1407	分離短期軽減特別控除額	2225	操作年月日
650	操作者ID	1408	分離長期一般特別控除額	2226	操作時刻
651	操作年月日	1409	分離長期特定特別控除額	2227	市区町村コード
652	操作時刻	1410	分離長期軽減課特別控除額	2228	宛名番号
653	市区町村コード	1411	繰越純損失額	2229	最新フラグ
654	被保険者番号	1412	繰越雑損失額	2230	文書番号
655	賦課年度	1413	繰越株式損失額	2231	公売方法
656	相当年度	1414	繰越先物損失額	2232	参加申込開始年月日
657	通知書番号	1415	繰越居住用損失額	2233	参加申込開始時間帯
658	徴収方法区分コード	1416	居住用損失額	2234	参加申込開始時間時
659	期別番号	1417	条約適用利子等所得額	2235	参加申込開始時間分
660	過誤納管理番号	1418	条約適用配当等所得額	2236	参加申込締切年月日
661	過誤納発生年度	1419	上場株式配当所得額	2101	管理番号
662	最新フラグ	1420	繰越特定中小会社株式損失額	2102	連番
663	指定都市_行政区等コード	1421	特例適用利子等所得額	2103	最新フラグ
664	過誤納金額	1422	特例適用配当等所得額	2104	調査先住所_市区町村コード
665	過誤納発生事由	1423	合計所得金額	2105	調査先住所_町字コード
666	過誤納発生年月日	1424	特定支出額	2106	調査先住所_都道府県
667	過誤納金額_保険料	1425	所得金額調整控除額	2107	調査先住所_市区郡町村名
668	過誤納金額_延滞金	1426	公的年金等所得額	2108	調査先住所_町字
669	過誤納金額_督促手数料	1427	予備	2109	調査先住所_番地号表記
670	削除フラグ	1428	削除フラグ	2110	調査先住所_方書
671	操作者ID	1429	操作者ID	2111	調査先名称_氏名
672	操作年月日	1430	操作年月日	2112	調査先名称_氏
673	操作時刻	1431	操作時刻	2113	調査先名称_名
674	市区町村コード	1432	市区町村コード	2114	照会年月日
675	被保険者番号	1433	被保険者番号	2115	財産文書番号
676	賦課年度	1434	賦課年度	2116	現在年月日
677	相当年度	1435	相当年度	2117	債務種類
678	通知書番号	1436	賦課管理番号	2118	債務内容
679	徴収方法区分コード	1437	徴収方法区分コード	2119	業務内容
680	期別番号	1438	期別番号	2120	現在高1回目月
681	収納履歴連番	1439	履歴番号	2121	現在高1回目金額
682	還付管理番号	1440	最新フラグ	2122	支払予定1回目年月日
683	過誤納発生年度	1441	集計年度	2123	現在高2回目月
684	最新フラグ	1442	納入方法コード	2124	現在高2回目金額
685	指定都市_行政区等コード	1443	還付充当区分	2125	支払予定2回目年月日
686	還付充当区分	1444	領収年月日	2126	現在高3回目月
687	還付済額	1445	収納年月日	2127	現在高3回目金額
688	還付未済額	1446	保険料収納済額	2128	支払予定3回目年月日
689	還付加算金	1447	予備	2129	支給方法
690	還付金額_保険料	1448	削除フラグ	2130	反対債務有無
691	還付金額_延滞金	1449	操作者ID	2131	反対債務内容

692	還付金額 督促手数料	1450	操作年月日	2132	債権額
693	還付処理年月日	1451	操作時刻	2133	担保有無
694	支払予定日	1452	市区町村コード	2134	権利区分
695	年金返納額	1453	被保険者番号	2135	権利者 氏名
696	充当先 被保険者番号	1454	賦課年度	2136	権利者 氏
697	充当先 賦課年度	1455	相当年度	2137	権利者 名
698	充当先 相当年度	1456	賦課管理番号	2138	権利者 住所 市区町村コード
699	充当先 期別番号	1457	徴収方法区分コード	2139	権利者 住所 町字コード
700	充当金額 保険料	1458	期別番号	2140	権利者 住所 都道府県
701	充当金額 延滞金	1459	履歴番号	2141	権利者 住所 市区郡町村名
702	充当金額 督促手数料	1460	最新フラグ	2142	権利者 住所 町字
703	充当処理年月日	1461	期割情報種別	2143	権利者 住所 番地号表記
704	過誤納状態区分	1462	納期限年月日	2144	権利者 住所 方書
705	金融機関コード	1463	保険料期割額	2145	設定年月日
706	店舗番号	1464	異動区分	2146	順位番号
707	口座種別コード	1465	予備	2147	備考
708	口座番号	1466	削除フラグ	2148	回答日
709	口座名義人 カナ	1467	操作者ID	2149	債務支払方法
710	口座名義人 漢字	1468	操作年月日	2150	反対債務担保有無
711	ゆうちょ銀行記号	1469	操作時刻	2151	反対債権額
712	ゆうちょ銀行番号	1470	市区町村コード	2152	削除フラグ
713	金融機関種別	1471	被保険者番号	2153	操作者ID
714	還付決議年月日	1472	賦課年度	2154	操作年月日
715	充当決議年月日	1473	相当年度	2155	操作時刻
716	還付口座振込依頼年月日	1474	賦課管理番号	2156	市区町村コード
717	還付支払方法区分	1475	徴収方法区分コード	2157	宛名番号
718	雑収入繰入年月日	1476	期別番号	2158	管理番号
719	還付請求書 発行年月日	1477	履歴番号	2159	連番
720	還付請求書 受付年月日	1478	最新フラグ	2160	最新フラグ
721	請求者 氏名	1479	滞納状態コード	2237	参加申込締切時間帯
722	請求者 住所	1480	督促状発行年月日	2238	参加申込締切時間時
723	請求者 電話番号	1481	催告書発行年月日	2239	参加申込締切時間分
724	請求者 被保険者との関係	1482	不納欠損年月日	2240	参加申込場所
725	歳入歳出区分	1483	不納欠損事由コード	2241	入札/せり売り期間開始年月日
726	相続人 氏名	1484	不納欠損額	2242	入札/せり売り期間開始時間帯
727	相続人 住所	1485	予備	2243	入札/せり売り期間開始時間時
728	消滅時効起算日	1486	削除フラグ	2244	入札/せり売り期間開始時間分
729	還付保留状態	1487	操作者ID	2245	入札/せり売り期間締切年月日
730	還付時効完成日	1488	操作年月日	2246	入札/せり売り期間締切時間帯
731	削除フラグ	1489	操作時刻	2247	入札/せり売り期間締切時間時
732	操作者ID	1490	市区町村コード	2248	入札/せり売り期間締切時間分
733	操作年月日	1491	被保険者番号	2249	入札/せり売り期間場所
734	操作時刻	1492	宛名番号	2250	開札年月日
735	市区町村コード	1493	最新フラグ	2251	開札時間帯
736	被保険者番号	1494	指定都市 行政区等コード	2252	開札時間時
737	分割納付管理番号	1495	不現住だった住所 市区町村コード	2253	開札時間分
738	最新フラグ	1496	不現住だった住所 町字コード	2254	開札場所
739	指定都市 行政区等コード	1497	不現住だった住所 都道府県	2255	公売公告揭示年月日
740	受付年月日	1498	不現住だった住所 市区郡町村名	2256	公売公告揭示場所
741	分納誓約有無	1499	不現住だった住所 町字	2257	売却決定年月日
742	分納誓約年月日	1500	不現住だった住所 番地号表記	2258	売却決定時間帯
743	分納承認年月日	1501	不現住だった住所 方書	2259	売却決定時間時
744	分割回数	1502	不現住だった住所 郵便番号	2260	売却決定時間分
745	納付額	1503	不現住情報(対象者氏名)	2261	売却決定場所
746	本日納付分	1504	不現住情報(対象者氏名 氏)	2262	代金納付期限
747	分割納付開始年月日	1505	不現住情報(対象者氏名 名)	2263	買受人の資格その他要件
748	分割納付取消年月日	1506	不現住情報(生年月日)	2264	起案年月日
749	分割納付取消理由	1507	不現住情報(性別コード)	2265	決裁年月日
750	延滞金計算年月日	1508	不現住情報(備考)	2266	施行年月日
751	処分備考	1509	居所不明年月日	2267	売却区分
752	削除フラグ	1510	削除フラグ	2268	公売保証金
753	操作者ID	1511	操作者ID	2269	見積金額
754	操作年月日	1512	操作年月日	2270	売却区分番号
755	操作時刻	1513	操作時刻	2271	削除フラグ
756	市区町村コード	1514	市区町村コード	2272	操作者ID
757	被保険者番号	1515	宛名番号	2273	操作年月日
758	賦課年度	1516	履歴番号	2274	操作時刻

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く)

1. 特定個人情報ファイル名			
後期高齢者医療事務情報ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く）			
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<広域連合からの入手> 1 窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合及び本市において関連性や整合性のチェック(※)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ②窓口端末における対象者の検索結果は、同一画面上に氏名、生年月日及び住所(以下「個人識別情報」という)と個人番号を表示することによって、個人識別情報の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。 ※ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、又は個人番号が空欄の場合に、広域連合標準システムから確認リストが出力され、本市がその内容を確認することを指す。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 窓口では、個人番号カード又は身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 3 オンライン申請では、身分証明書の画像添付により、対象者の本人確認を厳守し、また、対象者の被保険者番号の入力を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。なお、対象者以外からの申請により入手した場合は、本人へ連絡し削除のうえ記録を残す。		
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<広域連合からの入手> 1 窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ②被保険者等が申請書等に必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみを記載する様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。 ※指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合標準システムと市町村の窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でなければ、広域連合標準システムからデータ配信ができない仕組みになっている。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 必要な情報以外記載できない書類様式または申請フォームとする。		
その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	<広域連合からの入手> 窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において以下のとおり本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報である。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が法令で定める本人確認を行って入手した情報が提供される。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	<広域連合からの入手> 窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において以下のとおり真正性の確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報である。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は身分証明書の提示を受け、登録済みの宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<広域連合からの入手> 広域連合においては本市の後期高齢システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。また、担当者以外の職員による再確認を行うことで、正確性を確保している。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<窓口端末における措置> 1 本市の窓口端末は、広域連合標準システムにのみ接続され、接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 2 本市の窓口端末と広域連合標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 3 本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 4 ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行い、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合が迅速に実施する。 5 窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 6 ログインを実施した職員・時刻等が記録されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 <後期高齢業務における措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。標準化後はガバメントクラウド上の閉域ネットワークでシステム間連携を行うため、外部に漏れることはない。 <庁内各業務システム間の連携における措置> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	1 システム基盤で管理する特定個人情報は事務で使用するシステム毎に利用部署の職員のみが当該情報にアクセスできるよう制御を行う。 2 番号法や条例などの関係法令で定める必要な範囲に限定した情報のみ連携可能な仕組みとなっている。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた団体間の情報連携に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。		
その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	<窓口端末における措置> 1 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施する。 2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用のIDは利用しない。 3 窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 4 ログインしたまま放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ※事務取扱担当者とは、実際に窓口端末を操作し、特定個人情報等を取り扱う職員等を指す。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに变化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 <標準化後の後期高齢システム及び統合収納・統合滞納システムにおける管理方法> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別とパスワード及びMFAデバイス等を利用した多要素認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	<窓口端末における措置> 1 発効管理 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、担当者ごとのアクセス権限の付与及びユーザIDの割当を、本市から広域連合に対して申請する。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権限に変更が生じた場合は、担当者ごとのアクセス権限及びユーザIDの削除を、本市から広域連合に対して速やかに申請する。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行う。後期高齢システム標準化後は後期高齢者医療統括部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。後期高齢システム標準化後は後期高齢者医療統括部門に対して申請を行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効させる。	

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<窓口端末における措置> ・ログインを実施した職員・時刻・操作内容等を記録している。 ・広域連合において定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録は一定期間保存する。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を参照・更新したか、アクセスログを記録している。	
その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。 <システム標準化後の後期高齢システムにおける措置> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう後期高齢者医療統括部門にて管理する。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、後期高齢者医療統括部門にて制御する。 3 システム使用中以外はログオフを行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。 窓口端末については、広域連合から貸与された特定の外部記憶媒体のみ認識されるよう制御されている。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。 3 会計年度任用職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<窓口端末における措置> 1 GUI(Graphical User Interface)によるデータ抽出機能(※)を窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出されないようにしている。 2 ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ※ GUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療事務情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 <庁内各業務システムにおける措置> 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。後期高齢システム標準化後は後期高齢者医療統括部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 3 住民が行ったオンライン申請のデータ等は、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。 4 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。なお、業務上やむを得ずコピーする場合は、事前に所属長の承認を得たうえで行う。 5 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	①特定個人情報を取り扱う従業員の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業員を限定させる。 ③サーバ室や事務室の入退室を従業員に配布しているICカードにより制限し、不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、一定時間毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 <ガバメントクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業員に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報等の取扱いに使用する電子計算機等については、アクセスログ等から従業員の利用状況を適切に記録し、保管することを委託先に遵守させることとしている。(再委託及び再々委託する場合も同様とする)
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。 <ガバメントクラウド移行作業時に関する措置> ・委託先で作成・使用したデータを削除した場合は、その日時及び消去の内容を記録した書面を作成させ、本市に報告させることとしている。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容		当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法		当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。 <ガバメントクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業者に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報等の取扱いに使用する電子計算機等については、アクセスログ等から従業者の利用状況を適切に記録し、保管することを委託先に遵守させることとしている。			
その他の措置の内容		－			
リスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
－					

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<広域連合への移転> ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録される。 <広域連合以外への提供・移転> 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。 <ガバメントクラウドにおける措置> 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの利用について【第3.0 版】」(令和7年3月 デジタル庁。以下「利用基準」という)に規定する「ASP」をいう。以下同じ)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<広域連合への移転> 窓口端末における措置 (内容) 本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 (確認方法) 広域連合は本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 <広域連合以外への提供・移転> (内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。外部ネットワークへの提供・移転は発生しない。		
その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会う。後期高齢システム標準化後は後期高齢者医療統括部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。外部ネットワークへの提供・移転は発生しない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<広域連合への移転> 窓口端末における措置 ①本市の窓口端末からのデータ送信は、広域連合標準システム以外には行えない仕組みとなっている。また、窓口端末へのログインIDによる認可により、データ送信処理が可能な職員等を事務取扱担当者に限定している。 ②窓口端末へのログインを実施した職員・時刻・操作内容等及びデータ配信されたデータが広域連合標準システムに記録されるため、広域連合において広域連合標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定できる。 ③本市の窓口端末と広域連合標準システムとの接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 ④本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保している。 <広域連合以外への提供・移転> 1 誤った相手への提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。後期高齢システム標準化後は、後期高齢者医療統括部門の管理の下に実施する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 <広域連合への移転> 窓口端末における措置 ①本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。 ②情報の移転先にあたる広域連合については、本市の後期高齢システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、本市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の庁内各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可用照合リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の庁内各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、正確な照会対象者の特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと地方自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者が、運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報へアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 4 後期高齢システム標準化後はガバメントクラウドに保存する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者から調達し、サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、認可されたものだけが設置環境にアクセスできるよう適切な権限管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<窓口端末における措置> ①窓口端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ②不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ③オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <庁内各業務システムにおける措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバーのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	－
	再発防止策の内容	－
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理する。

その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<窓口端末における措置> 窓口端末に保管されるデータはない。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能にして複数人で確認できる体制をとっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<窓口端末における措置> 窓口端末に保管されるデータはない。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報に関して、システムにて自動判別し、情報を消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 本市及び広域連合が定めた一定の保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施する。
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<札幌市における教育・啓発> 後期高齢者医療事務に携わる職員(会計年度任用職員等を含む)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む)を実施するとともに、その記録を残している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 （手数料額、納付方法：手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費相当） の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。
④個人情報ファイル簿の公表	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	後期高齢者医療事務
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市公報(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要私有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	Ⅲ－3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	記載中にある「システム部門」・「システム部門（総務局情報化推進部）」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅲ－3 リスク2 その他の措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅲ－3 リスク4 リスクに対する措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅳ－1 ② 具体的な内容	記載中にある「情報化推進部」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	表紙 公表日	平成28年4月12日	平成29年5月12日	事後	リスクを明らかに軽減させる変更等に伴う変更。
平成29年5月12日	I－5	平成27年10月6日条例第42号。以下、「条例」という。	平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	Ⅱ－5 移転先1 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	Ⅲ－3 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で利用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	1 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で利用することに対する注意喚起を行っている。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更に伴う変更。
平成29年5月12日	Ⅲ－5 リスク1 その他の措置の内容	(項番3の追記)	3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更に伴う変更。
平成31年3月7日	I-7 ②所属長の役職名	保険企画課長 木村 良彦	保険企画課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月27日	表紙 特定個人情報保護評価書(全項目評価書) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	札幌市では、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれに基づく条例により、北海道後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」と言う)が保険者となって運営する後期高齢者医療の資格管理、給付、保険料の賦課徴収事務のうち、市町村が行うとされた事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という)別表第一の59項により個人番号を利用することができるのは、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1 資格に関し以下の事務を行う。 ① 後期高齢者医療の資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、病院・施設入所等)の受付を行い、広域連合に必要な情報を提供する。 ② 被保険者に対する被保険者証の引き渡し・返還の受付を行う(再発行・更新証も含む)。 ③ 被保険者からの被保険者証再発行申請・基準収入額適用申請等の受付と広域連合への申請書送付を行う。	札幌市では、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれに基づく条例により、北海道後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という)が保険者となって運営する後期高齢者医療の資格管理、医療給付及び保険料の賦課徴収事務のうち、市町村が行うとされた事務を行っている。 ※広域連合とは都道府県ごとに設置された後期高齢者医療制度を運営する組織のこと。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)別表第一の59項により個人番号を利用することができるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 資格に関する事務 ① 後期高齢者医療の資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、病院・施設入所等)を受け付け、広域連合に必要な情報を提供する。 ② 被保険者に対し被保険者証を引き渡す。また、被保険者からの返還を受け付ける。 ③ 被保険者から被保険者証再発行申請・基準収入額適用申請等を受け付け、広域連合へ申請書を送付する。	事後	重要な変更にあたらない。 (詳細の追記)

令和2年11月27日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	2 保険給付に関し以下の事務を行う。 ① 後期高齢者の給付に関する届出(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等)の受付を行う。 ② 被保険者に対し、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の引き渡しを行う。 ③ 被保険者の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の再発行申請の受付及び広域連合への申請書送付を行う。 3 保険料の賦課に関し以下の事務を行う。 ① 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ② 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ③ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ④ 後期高齢者医療保険料の減免申請の受付を行い、広域連合に申請書を送付する。	2 医療給付に関する事務 ① 後期高齢者の医療給付に関する届出(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等)を受け付ける。 ② 被保険者に対し、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証を引き渡す。 ③ 被保険者から限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の再発行の申請を受け付け、広域連合へ申請書を送付する。 3 後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という)の賦課に関する事務 ① 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ② 特別徴収(年金からの天引きをいう。以下同じ)の候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ③ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ④ 保険料の減免申請を受け付け、広域連合に申請書を送付する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	4 徴収に関し以下の事務を行う。 ① 徴収した保険料等の把握や滞納者への督促状等の送付及び滞納処分等を行う。 ② 滞納保険料の納付相談、分割納付処理、履行状況の管理を行う。 ③ 保険料過誤納金の還付・充当を行う。 ④ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 ⑤ 保険料期割額情報の作成および管理を行う。 「左欄にある※について(以下、評価書中同じ)」 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	4 保険料の徴収に関する事務 ① 徴収した保険料等の把握や滞納者への督促状等の送付、滞納処分等を行う。 ② 滞納保険料の納付相談、分割納付処理及び履行状況を管理する。 ③ 保険料過誤納金の還付・充当を行う。 ④ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 ⑤ 保険料期割額情報を作成し管理する。 「左欄にある※について(以下、評価書中同じ)」 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更又は個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	1 資格事務にかかる機能 ① 広域連合における資格取得処理のために対象者(年齢到達予定者、障害認定申請者、広域外転入者)とその世帯員の情報を提供する機能 ② 広域連合における資格異動処理のために被保険者の転出・死亡等の異動情報を提供する機能 ③ 広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 2 賦課事務にかかる機能 ① 広域連合における賦課決定処理のために被保険者及び資格取得対象者とその世帯員の所得・課税情報を提供する機能 ② 特別徴収情報を管理する機能 ③ 広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ④ 賦課情報に基づき保険料期割情報を作成し、納入通知書を発行する機能	1 資格事務に係る機能 ① 広域連合における資格取得処理のために対象者(年齢到達予定者、障害認定申請者、広域外転入者)とその世帯員の情報を提供する機能 ② 広域連合における資格異動処理のために被保険者の転出・死亡等の異動情報を提供する機能 ③ 広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 2 賦課事務に係る機能 ① 広域連合における賦課決定処理のために被保険者及び資格取得予定対象者とその世帯員の所得・課税情報を提供する機能 ② 特別徴収情報を管理する機能 ③ 広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ④ 賦課情報に基づき保険料期割情報を作成し、納入通知書を発行する機能	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	国民健康保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 ＜収納管理＞ 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 社会保障宛名から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 ＜滞納整理＞ 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 ＜収納管理＞ 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 システム基盤(社会保障宛名)から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 ＜滞納整理＞ 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、後期高齢システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の保険料の収納情報を国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ連携する。	札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムで、後期高齢システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の保険料の収納情報を提供する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム)	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「広域連合標準システム」という)	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「広域連合標準システム」という)は、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、北海道内の各市町村に設置される窓口端末で構成され、以下の機能を活用する。 1 資格管理業務にかかる機能 ① 被保険者証の即時交付申請 窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を窓口端末へ配信する。窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 ② 住民基本台帳等の取得 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 ③ 被保険者資格の異動 上記②により窓口端末から広域連合標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合標準システムより被保険者情報等を窓口端末へ配信する。	広域連合標準システムは、広域連合に設置する標準システムサーバー群と、北海道内の各市町村に設置する窓口端末で構成され、以下の機能を活用する。 1 資格管理業務に係る機能 ① 被保険者証の即時交付申請 窓口端末へ入力した被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を窓口端末へ配信する。窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 ② 住民基本台帳等の取得 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 ③ 被保険者資格の異動 上記②により窓口端末から広域連合標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合標準システムより被保険者情報等を窓口端末へ配信する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	2. 賦課・収納業務にかかる機能 ① 保険料賦課 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。広域連合標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを窓口端末へ配信する。 ② 保険料収納管理 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務にかかる機能 窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、専用線を利用した市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを窓口端末に配信する機能のことをいう。	2. 賦課・収納業務に係る機能 ① 保険料賦課 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。広域連合標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを窓口端末へ配信する。 ② 保険料収納管理 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務に係る機能 窓口端末を用いて、療養費等支給申請に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、専用線を利用した市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを窓口端末に配信する機能のことをいう。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用するとともに、個人(および法人)を管理し、宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名からの課税情報連携 税宛名から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務として把握した対象者について、社会保障業務として管理している番号を連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて庁内各業務システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用するとともに、個人および法人を管理し、納付書情報や応対記録、口座情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。 4 社会保障宛名への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報を社会保障宛名へ情報連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人(及び法人)の納付書情報や応対記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住基異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。 また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。 2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9	中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9	3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。	3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 〈参考〉 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない)。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理を行う。	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 8 セキュリティ管理 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム11	居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 3 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅰ 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、本市が受け付ける被保険者からの届出等において、個人の特定、個人の突合の正確性が向上し、また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手し広域連合に送付することで、広域連合において医療給付や保険料賦課の決定等の事務を公平・公正かつ効率的に行うことが可能となる。	特定個人情報ファイルを利用することで、本市が受け付ける被保険者からの届出等において、個人の特定、個人の突合の正確性が向上し、また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手し広域連合に送付することで、広域連合において医療給付や保険料賦課の決定等の事務を公平・公正かつ効率的に行うことが可能となる。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅰ 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となることが期待される。 2 紙媒体での照会により確認している、広域外(北海道外)からの転入者の所得等の確認等において事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担軽減(証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となることが期待される。 2 広域連合外(北海道外)からの転入者の所得等の照会について、紙媒体よりも確認等に係る事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅰ 基本情報 5 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という)	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という)	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	①被保険者より保険資格に関わる届出、保険料減免、保険給付等に関わる申請を受け付け、確認を行う。 ②資格情報より被保険者証を交付する。療養費支給決定通知情報に基づき療養費支給決定通知書を発行する。 ③被保険者からの納付相談を受け付ける。口座振替依頼書を受け付ける。 ④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し督促状及び催告書を送付する。 ⑤金融機関へ口座振替依頼を行う。 ⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。 ⑦年齢到達予定者、被保険者と世帯員の住民基本台帳情報、所得・課税情報、保険料の期割情報を広域連合標準システム端末に移入する。	①被保険者から保険資格に関わる届出、保険料減免、医療給付等に関わる申請を受け付け、確認を行う。 ②資格情報から被保険者証を引き渡す。療養費等支給決定通知情報に基づき療養費等支給決定通知書を発行する。 ③被保険者からの納付相談を受け付ける。口座振替依頼書を受け付ける。 ④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は、対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し、督促状及び催告書を送付する。 ⑤金融機関へ口座振替依頼を行う。 ⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。 ⑦年齢到達予定者、被保険者と世帯員の住民基本台帳情報、所得・課税情報及び保険料の期割情報を窓口端末に移入する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	⑧収納情報、滞納者情報を広域連合標準システム端末へ移入する。 ⑨住民基本台帳情報、所得・賦課情報、期割情報、収納情報、滞納者情報を広域連合標準システムに連携する。 ⑩資格情報、賦課情報、療養費支給決定通知情報が配信される。 ⑪資格情報、賦課情報の取込みを行う。 ⑫受け付けた届出書・申請書を送付する。 ⑬申請書等を北海道国民健康保険団体連合会(国保連合会)に送付する。 ⑭申請書等を画像データ化し、北海道後期高齢者医療広域連合へ送付する。 ⑮特別徴収の依頼を行う。 ⑯特別徴収の結果を受け取る。	⑧収納情報及び滞納者情報を窓口端末へ移入する。 ⑨住民基本台帳情報、所得・賦課情報、期割情報、収納情報及び滞納者情報を広域連合標準システムに連携する。 ⑩資格情報、賦課情報及び療養費支給決定通知情報が配信される。 ⑪資格情報及び賦課情報の取込みを行う。 ⑫受け付けた届出書・申請書を送付する。 ⑬申請書等を北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という)に送付する。 ⑭申請書等を画像データ化し、広域連合へ送付する。 ⑮特別徴収の依頼を行う。 ⑯特別徴収の結果を受け取る。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ③対象となる本人の範囲	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)又は65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条までにに基づく被保険者	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ③対象となる本人の範囲－その必要性	正確かつ公平・公正な資格管理、賦課徴収(法及び条例により、市町村が行う事務とされたものに限る)を行うにあたり、被保険者の特定等に必要な範囲の特定個人情報を保有するもの。	正確かつ公平・公正な資格管理、賦課徴収(法律及び条例により、市町村が行う事務とされたものに限る)を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目－その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、後期高齢者医療保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…保険給付(特定疾病療養受療証の引き渡し等)のために保有 ③ 医療保険関係情報…後期高齢者医療の資格管理や各種保険給付の受付、徴収等を行なうために保有 ④ 障害者福祉関係情報…障害認定申請を適正に受け付け、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握し、各種保険給付の受付をするために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、後期高齢者医療の資格喪失処理を行い、後期高齢者医療保険料の減免申請を受け付け、各種認定証等の交付のために保有 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…高齢者の適正な資格管理や、特別徴収(年金天引き)を行うために保有 ⑦ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収のために保有	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…医療給付(特定疾病療養受療証の引渡等)のために保有 ③ 医療保険関係情報…後期高齢者医療の資格管理や各種医療給付の受付、保険料徴収等を行なうために保有 ④ 障害者福祉関係情報…被保険者に係る障害認定申請を適正に受け付け、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握し、各種医療給付の受付をするために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、後期高齢者医療の資格喪失処理を行い、保険料の減免申請を受け付け、各種認定証等の引渡しのために保有 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…高齢者の適正な資格管理や、特別徴収を行うために保有 ⑦ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収のために保有	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」)システム基盤)	その他(総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」という)システム基盤)	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	＜広域連合からの入手＞ 札幌市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 資格管理業務 ①被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度) ②被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等。(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度) ③住所地特例者情報：住所地特例者の情報等(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度) 2 賦課業務 ①保険料情報：保険料算定結果の情報および賦課計算の元となる情報等(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度) 3 給付業務 ①療養費支給決定通知情報：療養費支給決定通知情報等の出力に必要な宛名情報等(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、療養費の支給申請がある都度)	＜広域連合からの入手＞ 札幌市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 資格管理業務 ①被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等(日次の頻度) ②被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等(日次の頻度) ③住所地特例者情報：住所地特例者の情報等(月次の頻度) 2 賦課業務 ①保険料情報：保険料算定結果の情報及び賦課計算の元となる情報等(日次の頻度) 3 給付業務 ①療養費等支給決定通知情報：療養費等支給決定通知情報等の出力に必要な宛名情報等(療養費の支給申請がある都度)	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	＜本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手＞ 札幌市は本人及び関係機関等より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 識別情報：随時(変更時等) 2 連絡先等情報：随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…随時及び月次(資格取得時、変更時等) ② 健康・医療関係情報…随時(変更時等) ③ 医療保険関係情報…随時(資格取得時、届出受理時等) ④ 障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時等) ⑦ 年金関係情報…随時(届出受理時等)	＜本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手＞ 札幌市は本人及び関係機関等より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 識別情報：随時(変更時等) 2 連絡先等情報：随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…随時及び月次(資格取得時、変更時等) ② 健康・医療関係情報…随時(変更時等) ③ 医療保険関係情報…随時(資格取得時、届出受理時等) ④ 障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時等) ⑦ 年金関係情報…随時(届出受理時等)	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	＜広域連合からの入手＞ 1. 入手に係る根拠 ①「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)においては、広域連合標準システムと窓口端末とのやり取りは内部利用にあたとされているが、便宜上入手の欄に記載している。 なお、市町村が番号法第9条第1項別表第一の59項の事務を実施するにおいて、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは妥当である。	＜広域連合からの入手＞ 1. 入手に係る根拠 ①「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)において、広域連合標準システムと窓口端末との間の特定個人情報のやり取りが認められている(この通知では当該やり取りは内部利用に当たるとされているが、便宜上入手の欄に記載している)。また、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは、番号法第9条第1項別表第一の59項に定められているため妥当である。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	2. 入手の時期・頻度の妥当性 ①資格管理業務 ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。 ・被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに被保険者証を発行する必要があるため日次。 ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き当市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。 ②賦課業務 ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため日次。 ③給付業務 ・療養費支給決定通知情報：療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。	2. 入手の時期・頻度の妥当性 ①資格管理業務 ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。 ・被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに被保険者証を発行する必要があるため日次。 ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き本市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。 ②賦課業務 ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため日次。 ③給付業務 ・療養費支給決定通知情報：療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	3. 入手方法の妥当性 ①入手は専用線、LGWANを用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1. 入手に係る根拠 番号法第9条第1項別表第一の59項の事務を実施するにおいて、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を本人及び関係機関等(広域連合を除く)から入手することは妥当である。 2. 入手の時期・頻度の妥当性 後期高齢者医療の資格管理、賦課徴収事務を適正に行うため、届け出受理時等に随時法令等の範囲内で申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 3. 入手方法の妥当性 番号法第14条及び番号法第19条第7項に基づき入手を行なっている。	3. 入手方法の妥当性 入手は専用線、LGWANを用いて行う。信頼性、安定性の高い通信環境となり、通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいに対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなる。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1. 入手に係る根拠 後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を本人及び関係機関等から入手することは、番号法第9条第1項別表第一の59項に定められているため妥当である。 2. 入手の時期・頻度の妥当性 後期高齢者医療の資格管理、賦課徴収事務を適正に行うため、届出受理時等に申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 3. 入手方法の妥当性 番号法第14条及び番号法第19条第7項に基づき入手を行なっている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	高齢者の医療の確保に関する法律並びに番号法別表第二の82項の規定による。庁内連携は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。	高齢者の医療の確保に関する法律及び番号法別表第二の82項の規定による。庁内連携は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	行政運営の効率化と公平・公正な後期高齢者医療に関する事務を行うため。	行政運営の効率化と公平・公正な後期高齢者医療に関する事務のため。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1 資格事務 ① 個人番号により本人確認を行なう。 ② 被保険者からの資格取得・喪失や住所変更等の申請・届け出等を受け付ける。 ③ 被保険者資格管理に必要な住基情報を入手し、広域連合に提出することで、広域連合から被保険者情報の提供を受け、被保険者に被保険者証を引き渡す。 2 給付事務 ① 被保険者からの申請・届け出を受け付けて広域連合へ提出し、各種証明書を申請者に引き渡す。 3 賦課事務 ① 被保険者の所得情報等を把握し、広域連合へ提出する。 ② 広域連合が決定した賦課情報を被保険者に通知する。 ③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 4 徴収事務 ① 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ② 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。	1 資格事務 ① 個人番号により本人確認を行う。 ② 被保険者からの資格取得・喪失や住所変更等の申請・届出等を受け付ける。 ③ 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提出する。その後、広域連合から被保険者情報の提供を受け、被保険者に被保険者証を引き渡す。 2 給付事務 ① 被保険者からの申請・届出を受け付けて広域連合へ提出し、各種証明書を申請者に引き渡す。 3 賦課事務 ① 被保険者の所得情報等を把握し、広域連合へ提出する。 ② 広域連合が決定した賦課情報を被保険者に通知する。 ③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 4 徴収事務 ① 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ② 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法－情報の突合	1 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲－その妥当性	後期高齢システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	後期高齢システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	札幌総合情報センター株式会社(予定)	競争入札により決定する	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	【住民基本台帳情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 市町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、本市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。	【住民基本台帳情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条並びに第54条第1項及び第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条並びに第54条第1項及び第138条 市町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、本市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(同法第67条等)や保険料の賦課(同法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理するため。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ③移転する情報	1 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出 : 転入時等に当市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 ・住民基本台帳情報 : 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報 : 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 2 賦課・収納業務 ・所得・課税情報 : 後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報 : 本市が実施した期割保険料の情報。 ・収納情報 : 本市が収納および還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報 : 本市が管理している保険料滞納者の情報。 3 給付業務 ・療養費関連情報等 : 本市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。	1 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出 : 転入時等に本市窓口において、被保険者となる住民から入手した届出情報 ・住民基本台帳情報 : 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民基本台帳情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報 : 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 2 賦課・収納業務 ・所得・課税情報 : 保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報 : 本市が実施した期割保険料の情報。 ・収納情報 : 本市が収納及び還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報 : 本市が管理している保険料滞納者の情報。 3 給付業務 ・療養費関連情報等 : 本市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ⑦時期・頻度	<広域連合への移転> 1 資格管理業務 ①被保険者資格に関する届出 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。 ②住民基本台帳情報 : 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日時の頻度。 ③住登外登録情報 : 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 2 賦課・収納業務 ①所得・課税情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。 ②期割情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 ③収納情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 ④滞納者情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 3 給付業務 ①療養費関連情報等 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。	<広域連合への移転> 1 資格管理業務 ①被保険者資格に関する届出 : 届出のある都度。 ②住民基本台帳情報 : 日時の頻度。 ③住登外登録情報 : 日次の頻度。 2 賦課・収納業務 ①所得・課税情報 : 月次の頻度。 ②期割情報 : 日次の頻度。 ③収納情報 : 日次の頻度。 ④滞納者情報 : 日次の頻度。 3 給付業務 療養費関連情報等 : 月次の頻度。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間ーその妥当性	高齢者の医療に関する法律ほか法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにするため。	高齢者の医療に関する法律及び他の法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにするため。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容	<広域連合からの入手> 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合及び本市において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ②窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別情報」という)と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。	<広域連合からの入手> 1 窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合及び本市において関連性や整合性のチェック(※)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ②窓口端末における対象者の検索結果は、同一画面上に氏名、生年月日及び住所(以下「個人識別情報」という)と個人番号を表示することによって、個人識別情報の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容	※1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、広域連合の標準システムから確認リストが出力され、本市において、その内容を確認することを指す。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。	※ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、又は個人番号が空欄の場合に、広域連合標準システムから確認リストが出力され、本市がその内容を確認することを指す。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<広域連合からの入手> 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス(※1)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ②被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、当市が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。 ※1：ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと市町村の広域連合標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない、広域連合標準システムからデータ配信ができないしくみになっている。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。	<広域連合からの入手> 1 窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ②被保険者等が申請書等に必要な以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみを記載する様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。 ※指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合標準システムと市町村の窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でなければ、広域連合標準システムからデータ配信ができない仕組みになっている。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 必要な情報以外記載できない書類様式とする。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容	<広域連合標準システム窓口端末における措置> 1 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており専用線及びLGWANを用いとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。 <後期高齢システムにおける措置> 1 住民からの申請等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。 2 紙媒体(や電子記録媒体)により提出される申請等情報は、札幌市を送付先としており、詐取・奪取が行われることはない 3 システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。	<窓口端末における措置> 1 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており、指定されたインターフェイスでしか入手できないようシステムで制御している。 <後期高齢システムにおける措置> 1 手続きに当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容	<国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムへのアクセスについては、業務端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。 <システム基盤における措置> システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。 <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。	<国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム基盤における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置の 内容	<広域連合からの入手> 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されているとともに、窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において既に実施済みである。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等から入手する情報については、各入手元において番号法16条に基づく本人確認が行われている。	<広域連合からの入手> 窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において以下のとおり本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報である。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の 内容	<広域連合からの入手> 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されているとともに、窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市において真正性の確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、真正性の確認は当市において既に実施済みである。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	<広域連合からの入手> 窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において以下のとおり真正性の確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報である。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示を受け、登録済みの宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク3 特定個人情報の正確性確保の 措置の内容	<広域連合からの入手> 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されているとともに、広域連合においても当市の後期高齢者医療市町村システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 2 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。	<広域連合からの入手> 広域連合においては本市の後期高齢システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	<広域連合標準システム窓口端末における措置> 1 当市の窓口端末は、広域連合標準システムのみ接続され、接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 2 当市の窓口端末と広域連合標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 3 当市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 4 ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合により迅速に実施される。 5 窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 6 窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻等の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	<窓口端末における措置> 1 本市の窓口端末は、広域連合標準システムにのみ接続され、接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 2 本市の窓口端末と広域連合標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 3 本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 4 ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行い、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合が迅速に実施する。 5 窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 6 ログインを実施した職員・時刻等が記録されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	<後期高齢システムにおける措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <システム基盤における措置> システム基盤における接続は専用回線を用いているため外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。	<後期高齢システムにおける措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <システム基盤における措置> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置の内容	1 後期高齢者医療業務に関する宛名情報の保存は、システム基盤(社会保障宛名)において実施しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 後期高齢者医療業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。	1 後期高齢者医療業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 後期高齢者医療業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みとなっている。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みとなっている。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される。	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた団体間の情報連携に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理	<広域連合標準システム窓口端末における措置> 1 広域連合標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 3 広域連合標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない 職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることとのリスクを軽減している。 4 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ※事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う職員等のごとで、実際に標準システムを操作する職員等を指す。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	<窓口端末における措置> 1 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施する。 2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用のIDは利用しない。 3 窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることとのリスクを軽減している。 4 ログインしたまま放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ※事務取扱担当者とは、実際に窓口端末を操作し、特定個人情報等を取り扱う職員等を指す。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	<広域連合標準システム窓口端末における措置> 1 発効管理 広域連合標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、担当者ごとのアクセス権限の付与及びユーザIDの割当てを、本市から広域連合に対して申請することとしている。 ※事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う職員等のごとで、実際に標準システムを操作する職員等を指す。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、担当者ごとのアクセス権限及びユーザIDの削除を、本市から広域連合に対して速やかに申請することとしている。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。	<窓口端末における措置> 1 発効管理 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、担当者ごとのアクセス権限の付与及びユーザIDの割当てを、本市から広域連合に対して申請する。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、担当者ごとのアクセス権限及びユーザIDの削除を、本市から広域連合に対して速やかに申請する。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録	<広域連合標準システム窓口端末における措置> ・広域連合標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容等を記録している。 ・広域連合において定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システム操作記録として、いつ、どのユーザが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。	<窓口端末における措置> ・ログインを実施した職員・時刻・操作内容等を記録している。 ・広域連合において定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録は一定期間保存する。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システム操作記録として、いつ、どのユーザが、誰の情報を参照・更新したか、アクセスログを記録している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク2 その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに對する注意喚起を行っている。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	1 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに對する注意喚起を行っている。 3 会計年度任用職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	事後	重要な変更にあたらなない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	<広域連合標準システム窓口端末における措置> 1 GUIによるデータ抽出機能(※1)は広域連合標準システム窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 2 広域連合標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ※1 ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出に当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	<窓口端末における措置> 1 GUI(Graphical User Interface)によるデータ抽出機能(※)を窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出されないようにしている。 2 ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ※ GUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療事務情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらなない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 その他の措置の内容 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。	事後	重要な変更にあたらなない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 情報保護管理体制の確認	契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調書に記録している。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。	事後	重要な変更にあたらなない。 (期間経過による変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限	サーバー室や事務室の入退室を従業員に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業員を限定させる。 ③サーバー室や事務室の入退室を従業員に配布しているICカードにより制限し、不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	事後	重要な変更にあたらなない。 (リスクを明らかに軽減させる 変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 の記録	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。	特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。 システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。	事後	重要な変更にあたらなない。 (リスクを明らかに軽減させる 変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 の記録 委託先から他者への提供に 関するルール内容及びルール 順守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	事後	重要な変更にあたらなない。 (リスクを明らかに軽減させる 変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託元と委託先間の提供に 関するルール内容及びルール 順守の確認方法	(44ページ) Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱の記録 委託先から他者への提供に関するルール内容及 びルール順守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	事後	重要な変更にあたらなない。 (リスクを明らかに軽減させる 変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	サーバー室および事務室からの情報の持ち出しは禁止している。 委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	事後	重要な変更にあたらなない。 (リスクを明らかに軽減させる 変更)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 1 個人情報の保護 2 複写、複製の禁止 3 目的外使用の禁止 4 情報の返還	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させている。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して許諾することと規定している。また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録	＜広域連合への移転＞ 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容等の記録が実施される。また、GUIによるデータ抽出機能は無い。 ＜広域連合以外への提供・移転＞ 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。	＜広域連合への移転＞ ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録される。 ＜広域連合以外への提供・移転＞ 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール	＜広域連合への移転＞ 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①当市の窓口端末から広域連合の広域連合標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知) 平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ②広域連合は当市の窓口端末から広域連合の広域連合標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 ＜広域連合以外への提供・移転＞ 個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。	＜広域連合への移転＞ 窓口端末における措置 (内容) 本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 (確認方法) 広域連合は本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 ＜広域連合以外への提供・移転＞ (内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転リスク1 その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転リスク2 リスクに対する措置の内容	＜広域連合への移転＞ 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①当市の窓口端末からのデータ送信は、広域連合標準システム以外には行えない仕組みとなっており、送信処理が可能な職員等については、窓口端末へのログインIDによる認可により事務取扱担当者に限定している。 ②窓口端末へのログインを実施した職員・時刻・操作内容等およびデータ配信されたデータが広域連合標準システムに記録されるため、広域連合において広域連合標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。 ③当市の窓口端末は、広域連合標準システムのみ接続され、接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 ④当市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。 ＜広域連合以外への提供・移転＞ 1 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	＜広域連合への移転＞ 窓口端末における措置 ①本市の窓口端末からのデータ送信は、広域連合標準システム以外には行えない仕組みとなっている。また、窓口端末へのログインIDによる認可により、データ送信処理が可能な職員等を事務取扱担当者に限定している。 ②窓口端末へのログインを実施した職員・時刻・操作内容等及びデータ配信されたデータが広域連合標準システムに記録されるため、広域連合において広域連合標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定できる。 ③本市の窓口端末と広域連合標準システムとの接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 ④本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保している。 ＜広域連合以外への提供・移転＞ 1 誤った相手への提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容	<広域連合への移転> 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①当市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。 ②情報の移転先にあたる広域連合については、当市の後期高齢者医療支援システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、当市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容	<広域連合以外への提供・移転> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。	<広域連合への移転> 窓口端末における措置 ①本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。 ②情報の移転先にあたる広域連合については、本市の後期高齢システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、本市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可用照会リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、正確な照会対象者の特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと地方自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者が、運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報へアクセスすることはできない。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照合リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。	<札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)別表第一の59項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項別表の85項	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	被保険者証	資格確認書及び資格情報のお知らせ(以下「資格確認書等」という)	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	限度額適用・標準負担額減額認定証及び	削除	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	4 保険料の徴収に関する事務 ① 徴収した保険料等の把握や滞納者への督促状等の送付、滞納処分等を行う。 ② 滞納保険料の納付相談、分割納付処理及び履行状況を管理する。 ③ 保険料過誤納金の還付・充当を行う。 ④ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 ⑤ 保険料期割額情報を作成し管理する。	4 保険料の徴収に関する事務 ① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う ② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う ③ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 ④ 保険料期割額情報を作成し管理する。	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1～11	(省略)	別紙後期高齢システム標準化前に使用するシステムの一覧に集約	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ①システムの名称	(追記)	後期高齢者医療システム(後期高齢システム標準化後より使用)(以下「後期高齢システム」という)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能	(追記)	1 資格事務に係る機能 ① 広域連合における資格取得処理のために対象者(年齢到達予定者、障害認定申請者、広域外転入者)とその世帯員の情報を提供する機能 ② 広域連合における資格異動処理のために被保険者の転出・死亡等の異動情報を提供する機能 ③ 広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 2 賦課事務に係る機能 ① 広域連合における賦課決定処理のために被保険者及び資格取得予定対象者とその世帯員の所得・課税情報を提供する機能 ② 特別徴収情報を管理する機能 ③ 広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ④ 賦課情報に基づき保険料期割情報を作成し、納入通知書を発行する機能	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ③他のシステムとの接続	(追記)	宛名システム等、税務システム、統合収納・統合滞納システム、庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ①システムの名称	(追記)	国保・介護・後期 統合収納システム・統合滞納システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能	(追記)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理または滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの情報連携 2 金融機関・収納代行業者等からの収納情報連携 3 統合滞納システムからの情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算 6 統合収納システムとの情報連携	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ③他のシステムとの接続	(追記)	宛名システム等、後期高齢システム、庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ①システムの名称	(追記)	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「広域連合標準システム」という)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	(追記)	広域連合標準システムは、広域連合に設置する標準システムサーバー群と、北海道内の各市町村に設置する窓口端末で構成され、以下の機能を活用する。 1 資格管理業務に係る機能 ① 資格確認書等の即時交付申請 窓口端末へ入力した被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を窓口端末へ配信する。窓口端末では配信された決定情報をもとに資格確認書等を発行する。 ② 住民基本台帳等の取得 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 ③ 被保険者資格の異動 上記②により窓口端末から広域連合標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合標準システムより被保険者情報等を窓口端末へ配信する。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	(追記)	2. 賦課・収納業務に係る機能 ① 保険料賦課 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。広域連合標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを窓口端末へ配信する。 ② 保険料収納管理 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	(追記)	3. 給付業務に係る機能 窓口端末を用いて、療養費等支給申請に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、専用線を利用した市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを窓口端末に配信する機能のことをいう。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ①システムの名称	(追記)	システム基盤(団体内統合宛名)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ②システムの機能	(追記)	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ②システムの機能	(追記)	3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ③他のシステムとの接続	(追記)	システム基盤(市中間サーバー、個人基本、社会保障宛名、税宛名)、庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ①システムの名称	(追記)	システム基盤(市中間サーバー)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	(追記)	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	(追記)	3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	(追記)	※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 (参考) 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない)。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ③他のシステムとの接続	(追記)	中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ①システムの名称	(追記)	中間サーバー・プラットフォーム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ②システムの機能	(追記)	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ②システムの機能	(追記)	5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ②システムの機能	(追記)	8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なとなるデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ③他のシステムとの接続	(追記)	システム基盤(市中間サーバー)、情報提供ネットワークシステム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム8 ①システムの名称	(追記)	住民基本台帳ネットワークシステム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム8 ②システムの機能	(追記)	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム8 ②システムの機能	(追記)	3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	事前	「重要な変更」に伴う変更

	I－5 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という)	番号法第9条第1項 別表85項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I－6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法で通知することとされている事項」(第83項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(第82項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び命令第2条の表 (情報提供の根拠) 情報提供は実施しない (命令第2条の情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(第117項)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	(別添1)事務の内容 備考	(前略) ②資格情報から被保険者証を引き渡す。 (中略) ⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。 (中略) ⑬申請書等を北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という)に送付する。	(前略) ②資格情報から資格確認書等を引渡す。 (中略) ⑥金融機関から領収済通知書または口座振替結果を受け取る。 (中略) ⑬申請書等を北海道国民健康保険団体連合会に送付する。 ⑭納税者がeLTAXを利用して納付した情報(電子納付情報)を、受け取る。 ⑯電子納付情報を統合収納システムから財務システムに送信する。他の納付データを財務システムから統合収納システムで受け取り、収納情報を後期システムに連動する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－2 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	正確かつ公平・公正な資格管理、賦課徴収(法律及び条例により、市町村が行う事務とされたものに限る)を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。	正確かつ公平・公正な給付、資格管理、賦課徴収(法律及び条例により、市町村が行う事務とされたものに限る)を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用③入手の時期・頻度	<広域連合からの入手> 札幌市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 資格管理業務 ①被保険者情報 : 後期高齢者医療の被保険者情報等(日次の頻度) ②被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報) : 資格確認書、資格情報のお知らせ、被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等(日次の頻度) ③住所地特例者情報 : 住所地特例者の情報等(月次の頻度)	<広域連合からの入手> 札幌市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 資格管理業務 ①被保険者情報 : 後期高齢者医療の被保険者情報等(日次の頻度) ②資格確認書等発行用情報(資格確認書等に関する情報) : 資格確認書等発行用の情報等(日次の頻度) ③住所地特例者情報 : 住所地特例者の情報等(月次の頻度)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用④入手に係る妥当性	<広域連合からの入手> 1. 入手に係る根拠 ①「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)において、広域連合標準システムと窓口端末との間の特定個人情報のやり取りが認められている(この通知では当該やり取りは内部利用に当たるとされているが、便宜上入手の欄に記載している)。 また、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは、番号法第9条第1項別表第一の項に定められているため妥当である。 (次項に続く)	<広域連合からの入手> 1. 入手に係る根拠 ①「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)において、広域連合標準システムと窓口端末との間の特定個人情報のやり取りが認められている(この通知では当該やり取りは内部利用に当たるとされているが、便宜上入手の欄に記載している)。 また、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは、番号法第9条第1項別表の85項に定められているため妥当である。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	Ⅱ－３ 特定個人情報の 入手・使用④入手に係る 妥当性	2. 入手の時期・頻度の妥当性 ①資格管理業務 ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。 ・被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やか被保険者証を発行する必要があるため日次。 ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き本市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。 ②賦課業務 ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため日次。 ③給付業務 ・療養費支給決定通知情報：療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。 (次項に続く)	2. 入手の時期・頻度の妥当性 ①資格管理業務 ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。 ・資格確認書等発行用情報(資格確認書等に関する情報)：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに資格確認書等を発行する必要があるため日次。 ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き本市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。 ②賦課業務 ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため日次。 ③給付業務 ・療養費支給決定通知情報：療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－３ 特定個人情報の 入手・使用④入手に係る 妥当性	3. 入手方法の妥当性 入手は専用線、LGWANを用いて行う。信頼性、安定性の高い通信環境となり、通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいに対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなる。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1. 入手に係る根拠 後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を本人及び関係機関等から入手することは、番号法第9条第1項別表第一の59項に定められているため妥当である。 2. 入手の時期・頻度の妥当性 後期高齢者医療の資格管理、賦課徴収事務を適正に行うため、届出受理時等に申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 3. 入手方法の妥当性 番号法第14条及び番号法第19条第7項に基づき入手を行なっている。	3. 入手方法の妥当性 入手は専用線、LGWANを用いて行う。信頼性、安定性の高い通信環境となり、通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいに対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなる。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1. 入手に係る根拠 後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を本人及び関係機関等から入手することは、番号法第9条第1項別表の85項に定められているため妥当である。 2. 入手の時期・頻度の妥当性 後期高齢者医療の資格管理、賦課徴収事務を適正に行うため、届出受理時等に申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 3. 入手方法の妥当性 番号法第14条及び番号法第19条第7項に基づき入手を行なっている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－３ 特定個人情報の 入手・使用⑤本人への明示	高齢者の医療の確保に関する法律及び番号法別表第二の82項の規定による。庁内連携は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。	高齢者の医療の確保に関する法律及び命令第2条の表の115項の規定による。庁内連携は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－３ 特定個人情報の 入手・使用⑧使用方法	1 資格事務 (中略) ③ 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提出する。その後、広域連合から被保険者情報の提供を受け、被保険者に被保険者証を引き渡す。 2 給付事務 ① 被保険者からの申請・届出を受け付けて広域連合へ提出し、各種証明書を申請者に引き渡す。 3 賦課事務 ① 被保険者の所得情報等を把握し、広域連合へ提出する。 ② 広域連合が決定した賦課情報を被保険者に通知する。 ③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 4 徴収事務 ① 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ② 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。	1 資格事務 (中略) ③ 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提出する。その後、広域連合から被保険者情報の提供を受け、被保険者に資格確認書等を引き渡す。 2 賦課事務 ① 被保険者の所得情報等を把握し、広域連合へ提出する。 ② 広域連合が決定した賦課情報を被保険者に通知する。 ③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 3 給付事務 ① 被保険者からの申請・届出を受け付けて広域連合へ提出し、各種証明書を申請者に引き渡す。 4 徴収事務 ① 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ② 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)

	Ⅱ－3 特定個人情報の 入手・使用⑧使用方法	保険料の徴収、還付等	1 資格事務 ・被保険者の資格取得や資格喪失の受 付等 ・資格確認書等の引渡し等 2 賦課事務 ・保険料期割額、徴収方法の決定 3 給付事務 ・特定疾病療養受療証の引渡し等 4 徴収事務 ・保険料の徴収 ・保険料の還付	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	Ⅱ－4 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委 託事項1 ④委託先への 特定個人情報ファイルの 提供方法	(追記)	専用線	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－4 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委 託事項2 ④委託先への 特定個人情報ファイルの 提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	専用線・電子記録媒体(フラッシュメモリ を除く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－5 特定個人情報の 提供・委託(委託に伴うも のを除く)提供先1	(省略)	削除	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－5 特定個人情報の 提供・委託(委託に伴うも のを除く)移転先1 ⑥移 転方法	システム基盤	基幹系システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－5 特定個人情報の 提供・委託(委託に伴うも のを除く)移転先2 ①法 令上の根拠	【住民基本台帳情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第 48条並びに第54条第1項及び第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第 48条、第54条第1項及び第138条	高齢者の医療の確保に関する法律第 48条、第54条及び第138条	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－5 特定個人情報の 提供・委託(委託に伴うも のを除く)移転先2 ③移 転する情報	(前略) 2 賦課・収納業務 ・所得・課税情報 : 保険料及び一部負 担割合算定に必要な情報。 ・期割情報 : 本市が実施した期割保 険料の情報。 ・収納情報 : 本市が収納及び還付充 当した保険料の情報。 ・滞納者情報 : 本市が管理している 保険料滞納者の情報。 3 給付業務 ・療養費関連情報等 : 本市で申請書 等を基に作成した療養費情報等。	(前略) 2 賦課業務 ・所得・課税情報 : 保険料及び一部負 担割合算定に必要な情報。 ・期割情報 : 本市が実施した期割保 険料の情報。 ・収納情報 : 本市が収納及び還付充 当した保険料の情報。 ・滞納者情報 : 本市が管理している 保険料滞納者の情報。 3 給付業務 ・療養費関連情報等 : 本市で申請書 等を基に作成した療養費情報等。 4 収納業務 ・収納情報 : 本市が収納及び還付充 当した保険料の情報。 ・滞納者情報 : 本市が管理している 保険料滞納者の情報。	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	Ⅱ－5 特定個人情報の 提供・委託(委託に伴うも のを除く)移転先2 ⑦時 期・頻度	<広域連合への移転> 1 資格管理業務 ①被保険者資格に関する届出 : 届出 のある都度。 ②住民基本台帳情報 : 日時の頻度。 ③住登外登録情報 : 日次の頻度。 2 賦課・収納業務 ①所得・課税情報 : 月次の頻度。 ②期割情報 : 日次の頻度。 ③収納情報 : 日次の頻度。 ④滞納者情報 : 日次の頻度。 3 給付業務 療養費関連情報等 : 月次の頻度。	1 資格管理業務 ①被保険者資格に関する届出 : 届出 のある都度。 ②住民基本台帳情報 : 日時の頻度。 ③住登外登録情報 : 日次の頻度。 2 賦課業務 ①所得・課税情報 : 月次の頻度。 ②期割情報 : 日次の頻度。 3 給付業務 療養費関連情報等 : 月2回の頻度。 4 収納業務 ①収納情報 : 日次の頻度。 ②滞納者情報 : 年1回(決算時)の頻 度。	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	Ⅱ－6 特定個人情報の 保管・消去①保管場所	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理を している建物の中で、さらに入退室管理 を行っている部屋に設置したサーバー 内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパス ワードによる認証が必要となる。 (次項に続く)	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理を している建物の中で、さらに入退室管理 を行っている部屋に設置したサーバー 内に保管する。後期システム標準化後 はガバメントクラウドに保存する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパス ワードによる認証が必要となる。後期シ ステム標準化後は、ID及びパスワードに よる認証に加え、FIDO規格準拠 (FIDO U2FまたはFIDO2)のハード ウェアMFAデバイスによる認証を必要 とする。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	Ⅱ－6 特定個人情報の 保管・消去①保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (省略)	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (省略) ＜オンライン申請における措置＞ サービス事業者が提供するクラウドサービス上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 クラウドは、事業者によりセキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－6 特定個人情報の 保管・消去③消去方法	＜札幌市における措置＞ 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市及び広域連合が定めた一定の保管期間を経過した紙書類については、外部業者による裁断処理を行う。 (次項に続く)	＜札幌市における措置＞ 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市及び広域連合が定めた一定の保管期間を経過した紙書類については、外部業者による裁断処理を行う。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－6 特定個人情報の 保管・消去③消去方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (省略)	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (省略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800－88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－2 特定個人情報の 入手 リスク1:目的外の 入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手＞ 1 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。	＜本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手＞ 1 窓口では、個人番号カード又は身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 3 オンライン申請では、身分証明書の画像添付により、対象者の本人確認を厳守し、また、対象者の被保険者番号の入力を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。なお、対象者以外からの申請により入手した場合は、本人へ連絡し削除のうえ記録を残す。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－2 特定個人情報の 入手 リスク1:目的外の 入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手＞ 必要な情報以外記載できない書類様式とする。	＜本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手＞ 必要な情報以外記載できない書類様式または申請フォームとする。	事前	「重要な変更」に伴う変更

	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<窓口端末における措置> 1 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており、指定されたインターフェイスでしか入手できないようシステムで制御している。 <後期高齢システムにおける措置> 1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 (次項に続く)	<後期高齢業務における措置> 1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 4 窓口端末での特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており、指定されたインターフェイスでしか入手できないようシステムで制御している。 5 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<システム基盤における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム外の措置> (省略)	<庁内各業務システム間の連携における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。また、本書において、事務ごとに特定個人情報の利用目的を詳細に定義し、これを公表することで、入手元が事前に使用目的を認識できる措置を講じている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が法令で定める本人確認を行って入手した情報が提供される。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示を受け、登録済みの宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は身分証明書の提示を受け、登録済みの宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。また、担当者以外の職員による再確認を行うことで、正確性を確保している。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<後期高齢システムにおける措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <システム基盤における措置> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。	<後期高齢業務における措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。標準化後はガバメントクラウド上の閉域ネットワークでシステム間連携を行うため、外部に漏れることはない。 <庁内各業務システム間の連携における措置> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	1 後期高齢者医療業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 後期高齢者医療業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みとなっている。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みとなっている。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。☒	1 システム基盤で管理する特定個人情報は事務で使用するシステム毎に利用部署の職員のみが当該情報にアクセスできるよう制御を行う。 2 番号法や条例などの関係法令で定める必要な範囲に限定した情報のみ連携可能な仕組みとなっている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	<窓口端末における措置> 1 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施する。 2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用のIDは利用しない。 3 窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 4 ログインしたまま放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ※事務取扱担当者とは、実際に窓口端末を操作し、特定個人情報等を取り扱う職員等を指す。(次項に続く)	<窓口端末における措置> 1 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施する。 2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用のIDは利用しない。 3 窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 4 ログインしたまま放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ※事務取扱担当者とは、実際に窓口端末を操作し、特定個人情報等を取り扱う職員等を指す。(次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	<後期高齢システム・国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	<後期高齢システム・国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 <標準化後の後期システム及び統合収納・統合滞納システムにおける管理方法> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別とパスワード及びMFAデバイス等を利用した多要素認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理	<後期高齢システム・国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。	<後期高齢システム・国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行う。後期システム標準化後は後期高齢者医療統括部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。後期システム標準化後は後期高齢者医療統括部門に対して申請を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。	2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効させる。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。 <システム標準化後の後期システムにおける措置> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう後期高齢者医療統括部門にて管理する。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、後期高齢者医療統括部門にて制御する。 3 システム使用中以外はログオフを行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク3 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体ヘデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。	1 外部記憶媒体ヘデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。窓口端末については、広域連合から貸与された特定の外部記憶媒体のみ認識されるよう制御されている。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク3 従業者が事務外で使用するリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<後期高齢システム・国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	<庁内各業務システムにおける措置> 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。後期高齢システム標準化後は後期高齢者医療統括部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 3 住民が行ったオンライン申請のデータ等は、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。 4 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。なお、業務上やむを得ずコピーする場合は、事前に所属長の承認を得たうえで行う。 5 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、一定時間毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 <ガバメントクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業者に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報等の取扱いに使用する電子計算機等については、アクセスログ等から従業者の利用状況を適切に記録し、保管することを委託先に遵守させることとしている。(再委託及び再々委託する場合も同様とする)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。 <ガバメントクラウド移行作業時に関する措置> ・委託先で作成・使用したデータを削除した場合は、その日時及び消去の内容を記録した書面を作成させ、本市に報告させることとしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報の適切な取扱いの確保	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(追記)	<ガバメントクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業者に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要な最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて unnecessaryな複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報等の取扱いに使用する電子計算機等については、アクセスログ等から従業者の利用状況を適切に記録し、保管することを委託先に遵守させることとしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<広域連合への移転> ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録される。 <広域連合以外への提供・移転> 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。	<広域連合への移転> ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録される。 <広域連合以外への提供・移転> 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。 <ガバメントクラウドにおける措置> 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの利用について【第 3.0 版】」(令和7年3月 デジタル庁。以下「利用基準」という)に規定する「ASP」をいう。以下同じ)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	<広域連合への移転> 窓口端末における措置(内容) 本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。(確認方法) 広域連合は本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 <広域連合以外への提供・移転> (内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。(確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。	<広域連合への移転> 窓口端末における措置(内容) 本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。(確認方法) 広域連合は本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 <広域連合以外への提供・移転> (内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。(確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。外部ネットワークへの提供・移転は発生しない。	事前	「重要な変更」に伴う変更

	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く）リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会う。後期高齢システム標準化後は後期高齢者医療統括部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。外部ネットワークへの提供・移転は発生しない。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く）リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く）リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<広域連合以外への提供・移転> 1 誤った相手への提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	<広域連合以外への提供・移転> 1 誤った相手への提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。後期システム標準化後は、後期高齢者医療統括部門の管理の下に実施する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く）リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く）リスク3 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	各業務システム	庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に併せて変更（文言整理）
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	各業務システム	庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に併せて変更（文言整理）
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定 個人情報の漏えい・紛失・ 毀損リスク ②安全管理 体制	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定 個人情報の漏えい・紛失・ 毀損リスク ③安全管理 規定	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定 個人情報の漏えい・紛失・ 毀損リスク ④安全管理 規定	特に力を入れて周知している	十分に周知している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定 個人情報の漏えい・紛失・ 毀損リスク ⑤物理的対 策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定 個人情報の漏えい・紛失・ 毀損リスク ⑤物理的対 策	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者から調達し、サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、認可されたものだけが設置環境にアクセスできるよう適切な権限管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定 個人情報の漏えい・紛失・ 毀損リスク ⑥技術的対 策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定 個人情報の漏えい・紛失・ 毀損リスク ⑥技術的対 策	<窓口端末における措置> (省略) <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける 措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<窓口端末における措置> (省略) <庁内各業務システムにおける措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (追記) 4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定 個人情報の漏えい・紛失・ 毀損リスク ⑥技術的対 策	(省略)	6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定 個人情報の漏えい・紛失・ 毀損リスク ⑥技術的対 策	(省略)	⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定 個人情報の漏えい・紛失・ 毀損リスク ⑦バック アップ	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定 個人情報の漏えい・紛失・ 毀損リスク ⑧事故発生 時手順の策定・周知	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定 個人情報の漏えい・紛失・ 毀損リスク リスクへの 対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の 保管・消去 リスク3 特 定個人情報が消去されず いつまでも存在するリスク 消去手順	<窓口端末における措置> (省略) <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける 措置> (省略)	<窓口端末における措置> (省略) <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける 措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800－88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅳ－1 監査 ①自己点検	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

	IV－1 監査 ②監査	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	IV－1 監査 ②監査	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	IV－2 従業者に対する教育・啓発 重症者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	IV－2 従業者に対する教育・啓発 重症者に対する教育・啓発 具体的な方法	<札幌市における教育・啓発> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<札幌市における教育・啓発> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	IV－3 その他のリスク対策	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	VI－1 基礎項目評価 ①実施日	令和2年11月4日			
	VI－2 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年6月15日～7月14日			

	VI-2 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	・医療機関窓口で個人番号を提示しなければ医療を受けられなくなるということか。 ・マイナンバーカードの提示による本人確認はできないのではないか。 ・情報漏えいがあった場合の対処・措置などはどうなるのか。 ・データの消去・廃棄どのように行われているのか。 ・情報漏えいの責任は誰が担うのか。 ・情報を個人番号で紐づけることは進めるべきではないと考える。			
	VI-3 第三者点検 ①実施日	令和2年10月7日			